

平成30年度

男女平等・共同参画の推進に関する
年次報告書

令和元年 10月

目黒区

はじめに

目黒区では、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例（以下「条例」という。）第 8 条に基づき「目黒区男女平等・共同参画推進計画」を策定し、男女平等・共同参画に関する施策を推進しています。

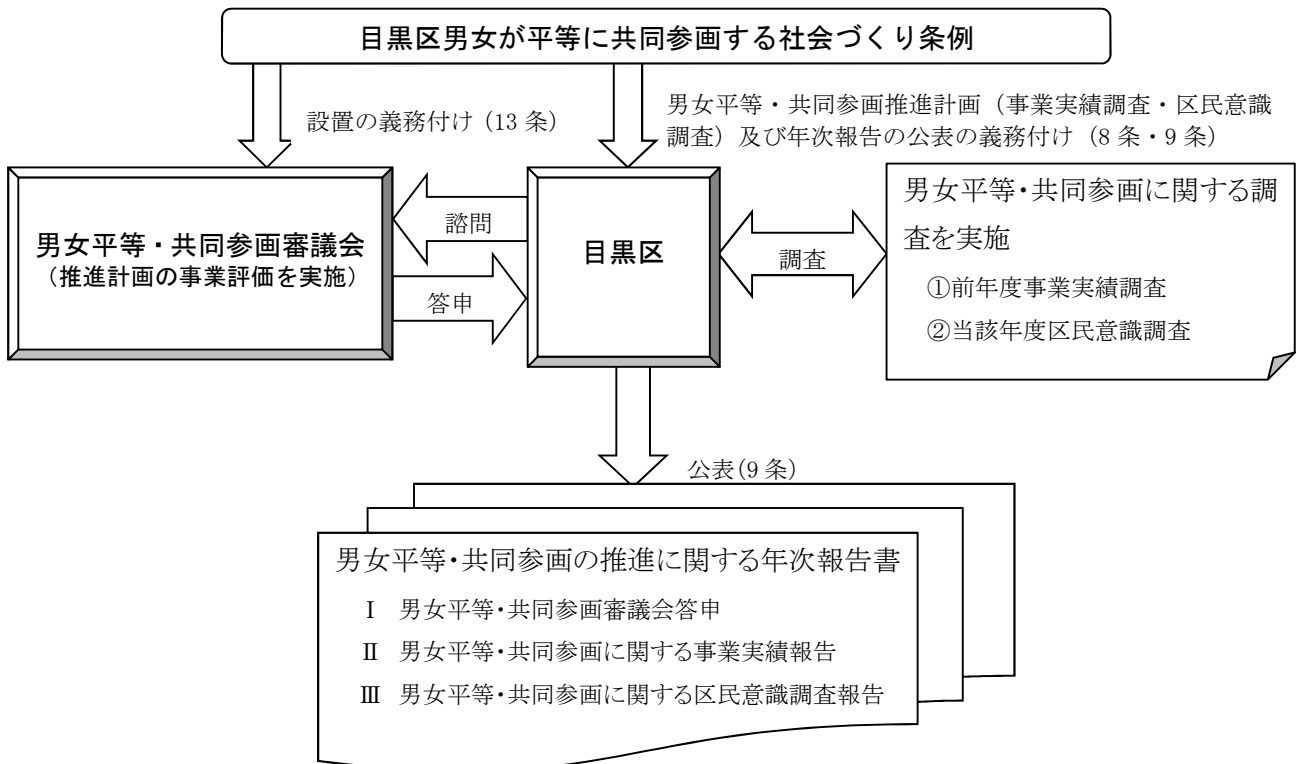
本書は、条例第 9 条に基づく年次報告書（※1）として作成したもので、次の内容で構成されています。

- I 目黒区男女平等・共同参画審議会答申
（令和元年度 目黒区男女平等・共同参画審議会での審議結果）
- II 平成 30 年度 男女平等・共同参画に関する事業実績報告
（目黒区各所属に事業の実施状況を調査した結果）
- III 令和元年度 男女平等・共同参画に関する区民意識調査報告
（無作為抽出した区民 2,500 人に実施したアンケート調査結果）

この度目黒区男女平等・共同参画審議会（※2）から答申された「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の進捗状況の評価の結果を踏まえ、今後も男女平等・共同参画施策の推進に積極的に取り組んでいきます。

令和元年 10 月

男女平等・共同参画審議会と事業評価



【目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例（抜粋）】

※1 年次報告書

（年次報告）

第9条 区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関する施策の進ちよく状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

※2 目黒区男女平等・共同参画審議会

（設置）

第13条 男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の附属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第14条 審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。

- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。
- 3 審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べるができる。
- 4 審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べることができる。

年次報告書 目次

	ページ
I 目黒区男女平等・共同参画審議会 答申・・・・・・・・・・・・・・・・	I-1
II 平成30年度 男女平等・共同参画に関する事業実績報告・・・・・・・・	II-1
III 令和元年度 男女平等・共同参画に関する区民意識調査報告・・・・・・・・	III-1
■ 参考資料「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」・・・・・・・・	IV-1

目黒区男女平等・共同参画審議会 答申

目 次

	ページ
I 目黒区男女平等・共同参画審議会 答申・・・・・・・・・・・・・・・・	I - 1
資料 1 諮問文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I -61
資料 2 答申検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・	I -62
資料 3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・	I -63

令和元年9月30日

目黒区長 青木 英二 様

目黒区男女平等・共同参画審議会
会長 神尾 真知子

「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の進捗状況の評価について（答申）

平成31年4月26日付け目総権第134号で意見を求められた標記の件について、本審議会では審議した結果、別紙の結論に達しましたので、答申いたします。

以 上

第1章 基本的な考え方

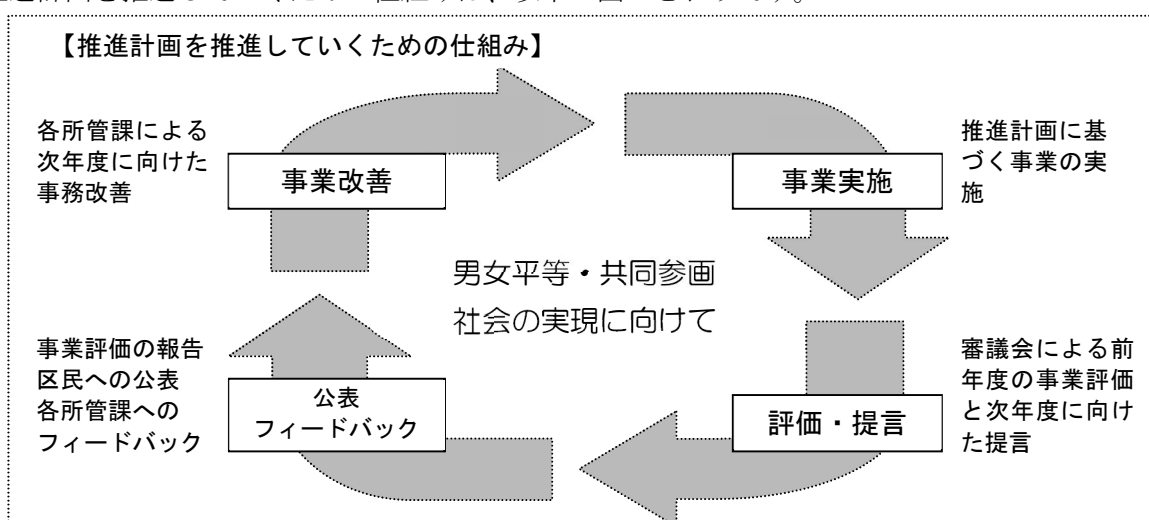
1 本答申の位置付け

目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例（以下「条例」という。）第14条第2項は、目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）が、目黒区男女平等・共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）の事業評価を行うことを規定しています。

条例が、審議会の所掌事項の一つとして事業評価を規定したのは、目黒区が推進計画に基づいて事業を実施したのち、審議会が第三者の視点による事業評価を行い、次年度以降に目黒区がその事業評価を活かして事業の展開を行うことにより、男女平等・共同参画社会づくりに貢献すると考えたからです。

事業評価は、推進計画が実施された平成16年度から行っており、本答申は平成28年度から実施されている「目黒区男女平等・共同参画推進計画（平成28年度～令和2年度）」（三期目）の平成30年度の事業実績とその成果を評価したものです。

推進計画を推進していくための仕組みは、以下の図のとおりです。



なお、平成28年度から実施されている推進計画において、新たに設けられた「分析の着眼点」及び「事業」については、「New」という表記をしました。

2 事業評価の方針・方法

第2章の「Ⅰ 評価の方針」「Ⅱ 評価の方法」により事業評価を行います。評価の基準や評価段階の表示方法について平成23年度から平成27年度までの推進計画の評価方法から一部変更していますので、詳しくは第2章をお読みください。なお、評価にあたっては以下の点に留意しています。

- ① 事業評価をわかりやすく示します。
★の数で評価結果を表現し、計画全体の進捗状況をレーダーチャートで示します。
- ② 客観的な評価に努めます。
数値目標を含んだ「分析の着眼点」を明記し、事業実績報告及び区民意識調査報告に基づいた分析を行い、その分析の結果を、評価に反映します。大項目の評価は、中項目の★の数から総合的に導き出します。
- ③ 事業に対する改善点などを提言します。
各中項目の冒頭に、審議会から所管課へのメッセージとして「提言」を掲載します。

3 事業評価の対象—関連事業について

本答申では、男女平等・共同参画の実現を主たる目的とする事業（以下「主目的事業」という。）のみならず、男女平等・共同参画の推進に関連する事業（以下「関連事業」という。）についても対

象としました。なぜなら、関連事業も、男女平等・共同参画社会づくりに重要な役割を果たしているからです。

本答申は、関連事業については、その事業本来の目的という視点から評価したものではなく、男女平等・共同参画社会づくりという視点で評価しています。今後も関連事業の実施において、男女平等・共同参画の視点を持って事業を推進してほしいと思います。

4 結語

条例第4条は、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を、区の主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとしています。

上記の条例第4条及び第14条2項の趣旨に基づき、審議会による事業評価を次年度の事業実施に反映し、担当課だけでなく、区全体の所管課が一丸となって、推進計画の事業を効果的に実施することを期待します。それによってこそ、男女平等・共同参画が着実に推進されると確信しています。

I 評価の方針

1 基本的な考え方

推進計画の実施期間である平成 28 年度から令和 2 年度までの間、毎年度の事業実績（進捗状況）とその成果を第三者機関である審議会が評価します。特に、成果の評価をすることが重要となります。

また、審議会としての事業評価は、区より提出されたデータ（「事業実績報告」及び「区民意識調査報告」）に基づいて、客観的に行うこととします。

2 評価の単位

評価は、最終的には大項目（目標）としてどうであったかを問いつつ、具体的には大項目を構成する中項目（課題）を単位に行います。中項目はいくつかの小項目（施策の方向）から、小項目はいくつかの事業で構成されています。

3 主目的事業と関連事業

事業には、主たる目的が「男女平等・共同参画」の推進にあると読み取れる主目的事業と、主たる目的は他の課題の解決・対応にあるが、その目標・方法・結果又は成果が男女平等・共同参画の推進に関連すると読み取れる関連事業があります。たとえば、「中項目 2-2 子育て支援」の「施策の方向① 多様な保育サービスの充実」は、「保育を必要とする子どもに対する児童福祉の充実」が主たる目的ですが、同時に、多様な保育サービスの充実は、働く人々の仕事と生活の両立を支援し、男女平等・共同参画社会づくりに重要な役割を果たすこととなります。

主目的事業と関連事業は、異なる観点で検討します。主目的事業は、原則として事業の成果、場合によっては事業の実施状況に注目します。関連事業は、主要な政策目的が何であれ、その目標・方法・結果又は成果において、男女平等・共同参画の推進との関係が読み取れるかに注目します。

4 中項目単位の評価

中項目単位の評価は、中項目を構成する主目的事業及び関連事業をそれぞれ上記 3 に記した観点で検討し、それらを総合して行います。

5 大項目としての総括

大項目の評価は、大項目を構成する中項目につき上記 4 の評価を行った上で、それらを総括して行います。

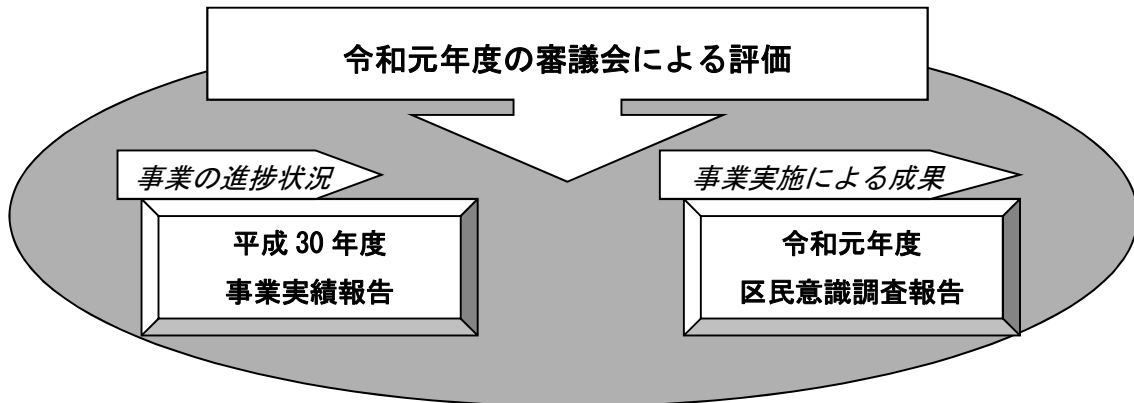
大項目の中で、重点項目に指定されている中項目は、大項目として総括するとき重点的に着目します。

大項目（目標）	重点項目に指定されている中項目（課題）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	1-1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	2-1 仕事と生活の両立支援
3 人権が尊重される社会の形成	3-2 配偶者等からの暴力の防止
4 男女平等・共同参画の推進の強化	4-3 区民、事業者等との協働事業の充実

II 評価の方法

1 基本的視点と評価の流れ

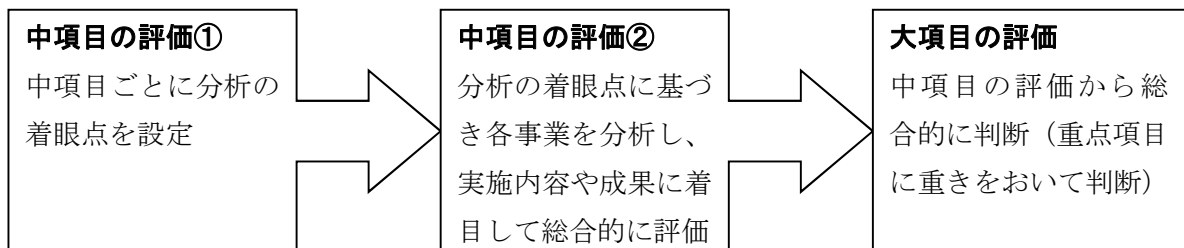
① 令和元年度は、図のように、平成 30 年度の事業の進捗状況とその成果を評価します。



評価に際しては、区の所管課が提出した平成 30 年度の「事業実績報告」と、平成 30 年度に実施した事業の成果が反映されている翌令和元年度の「区民意識調査報告」によって、平成 30 年度の事業の進捗状況及びその成果を測ります。

※各項目の評価の記載においては、「事業実績報告」を「事業実績調査」、「区民意識調査報告」を「区民意識調査」と表記します。

② 評価の流れは下図のとおりです。



2 評価の基準

① 施策が成果をあげたかどうか、成果はどの程度であったかを測る“ものさし”として「指標」を設定することとします。指標は推進計画の掲げる「課題ごとの指標」（下表 1）を使用します。評価の出発点となる「課題ごとの指標」の基準値は、推進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）が始まる前の「事業実績」（平成 27 年度）及び「区民意識調査」（平成 28 年度）の結果を用います。

(表 1) ★重点項目

目標 (大項目)	課題（中項目）		課題ごとの指標	基準値	目標値 (令和 2 年度)
1 推進 男女 平等 ・ 共同 参画 の あ ら ゆ る 分 野 に お け る	★1	政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	区が設置する附属機関や私的諮問機関（以下、「附属機関等」と言う）の女性委員の割合	36.9%	50%
	2	地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	37.5%	50% 以上
	3	働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	11.7%	25% 以上

	4	教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進	学校教育での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	72.5%	80%以上
2 進 (ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推	★1	仕事と生活の両立支援	固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	55.2%	70%以上
	2	子育て支援	家庭生活(家事・育児・介護)での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	9.9%	20%以上
	3	介護支援			
		共働き家庭での家事分担 「主に妻が行っている」人の割合			
3 社会の形成 人権が尊重される	1	人権を尊重する意識の醸成	身体的暴力の被害経験者の割合	6.7%	ゼロ
	★2	配偶者等からの暴力の防止			
	3	セクシュアル・ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合	10.9%	ゼロ
	4	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合	—	90%以上
4 推進の強化 男女平等・共同参画の	1	計画の推進体制の充実	区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合	68.8%	60%以下
			目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	10.6%	20%以上
	2	計画の進行管理	—	—	—
	★3	区民、事業者等との協働事業の充実			
	4	国、東京都、他自治体との連携			

② また、上記の「課題ごとの指標」のほかに審議会独自の“ものさし”として、次の「審議会独自の目標」(下表2)を設定します。評価の出発点となる指標の基準値は、「課題ごとの指標」と同様に、推進計画(平成28年度～令和2年度)が始まる前の「事業実績」(平成27年度)及び「区民意識調査」(平成28年度)の結果を用います。

(表2)

課題(中項目)	審議会独自の目標	基準値	目標値
1-1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	男女どちらかの委員のみの附属機関等の数 ※この目標は、可能な限り早期に達成されることを求める。ただし、対象となるのは会議体形式の附属機関等とする。 (対象外となる附属機関等) ・子どもの権利擁護委員 ・景観アドバイザー ・男女平等・共同参画オンブーズ	1	ゼロ

	区の女性管理職の割合	13.0%	20% (令和2年度)
2-1 仕事と生活の両立支援 2-2 子育て支援 2-3 介護支援	家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する	家事 48.6% 育児 39.4% 介護 46.4%	-

- ③ 「指標」及び「審議会独自の目標」を盛り込んだ「分析の着眼点」を各中項目に設定します。分析の着眼点は、中項目の評価を記載した頁に記載してあります。

3 評価段階の表示

中項目及び大項目の評価結果は次のように★の数によって表します。なお、中項目の評価については、前年度からの事業の進捗や成果が★一つ分に及ばない場合に、例外的に★半分（0.5単位）の評価をする場合があります。

評価段階	内容
★★★★★	達成・十分である
★★★★	概ね十分である
★★★	ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある
★★	不十分である
★	極めて問題がある

4 評価作業における留意事項

(1) 数値目標と評価の視点

各年度において「課題ごとの指標」と「審議会独自の目標」の達成度合いを評価する際には、目標値に達しているかという視点のみではなく、進捗状況も加味して評価を行います。これは、「課題ごとの指標」と「審議会独自の目標」が令和2年度までの達成を目指しているためです。

ただし、中項目1-1で掲げている「男女どちらかの委員のみの附属機関等の数ゼロ」という審議会独自の目標は早期達成を求めているので目標値への到達を重視します。また、この目標については、該当する附属機関等があった場合は名称をあげてコメントを付します。なお、この目標の対象となるのは「男女平等・共同参画審議会」などの会議体形式の附属機関等のみとし、「男女平等・共同参画オンブズ」「子どもの権利擁護委員」などの区民から相談を受け問題解決を行うことなどを主な職務とする附属機関等については、対象外とします。

(2) 評価の客観性

事業評価は「事業実績報告」と「区民意識調査報告」のデータに基づいて客観的に行います。さらに、審議会での議論を踏まえて、評価の客観性に留意しながら評価を行います。

(3) 推進計画に掲載されている事業のうち、未着手のものがある場合

推進計画に掲載されている事業のうち、未着手の事業については、重点評価項目であるか否かに関わらず、必ずコメントを付します。

III 提言の意義

評価の内容を加味した上で、中項目単位で審議会から各所管課への「提言」を掲載します。「提言」は、審議会から所管課へのメッセージであり、本事業評価において最も重要なものです。所管課には、審議会からのメッセージを真摯に受け止め事業の実施に努めていただきたいと思います。

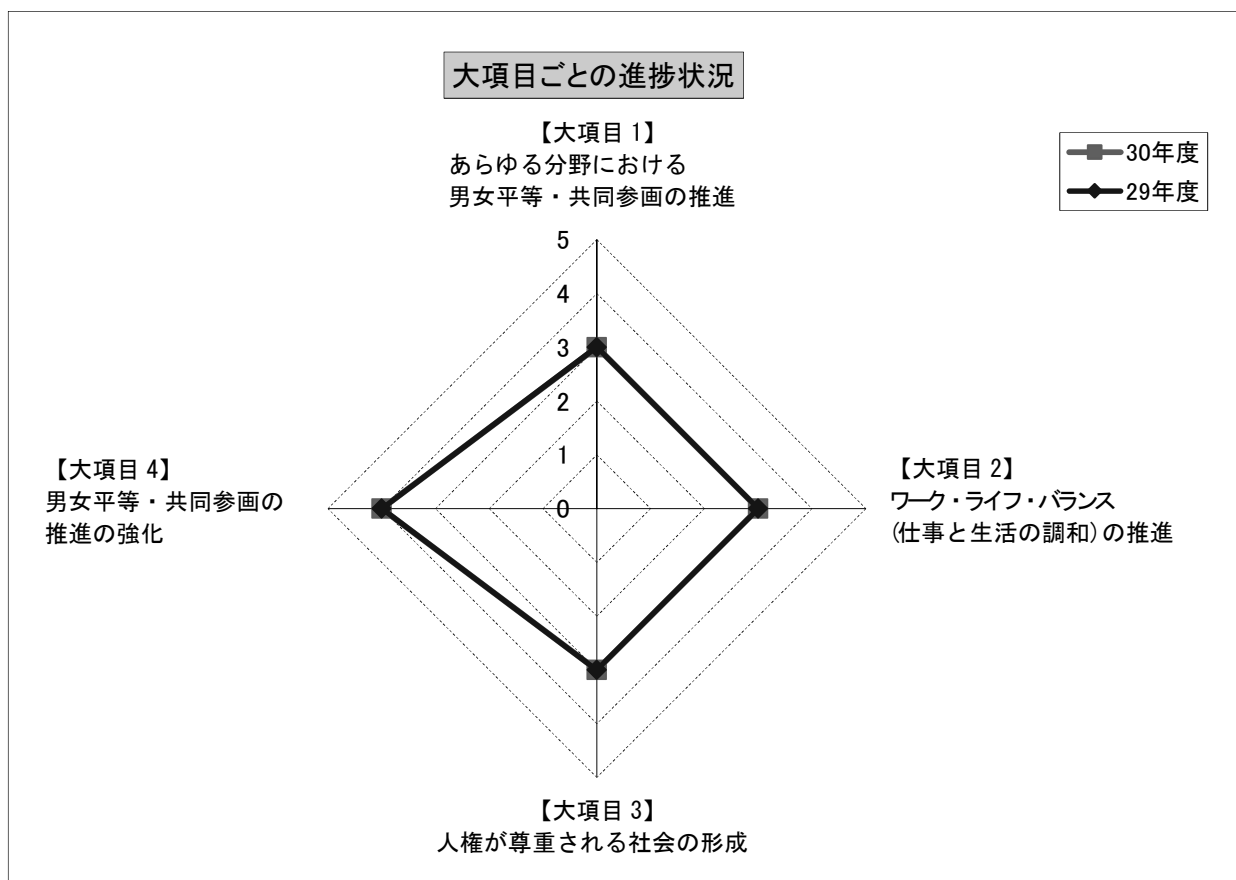
第3章 事業評価結果

I 平成30年度の評価

平成28年度から令和2年度まで実施する目黒区男女平等・共同参画推進計画の第3回目の評価です。

「大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進」、「大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」「大項目3 人権が尊重される社会の形成」はいずれも★★★の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」と評価し、「大項目4 男女平等・共同参画の推進の強化」は★★★★の「概ね十分である」と評価しました。

大項目の総合評価は、**いずれも29年度と変化はありません。**



※29・30年度の評価が同じであるため評価ポイントは同位置にあります。

Ⅱ 評価をする上での今後の課題

審議会における評価検討の過程で、以下の意見が出されました。

- ・項目ごとの評価をする際、指標の目標値には大きな改善はなかったものの事業実績で大きな進捗があった場合に、その努力をどのように評価に反映させるかについて議論があった。評価段階における内容語句の見直しも含め検討が必要である。
- ・区民意識調査において回答者の年代構成で10歳代、20歳代などの若年層が人口構成に比して少ない状況にある。オンラインやSNSを使うなど若年層が回答しやすいよう調査方法の工夫を行うことでこの状況を改善することはできないか。

男女平等・共同参画推進計画 事業体系

	29年度評価	30年度評価	ページ
大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★★★	★★★	I-11
中項目1-1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	★★	★★	I-11
中項目1-2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	★★	★★	I-15
中項目1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進	★★★	★★★	I-18
中項目1-4 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進	★★★	★★★	I-21

	29年度評価	30年度評価	ページ
大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	★★★	★★★	I-24
中項目2-1 仕事と生活の両立支援	★★★	★★	I-24
中項目2-2 子育て支援	★★★	★★★★	I-30
中項目2-3 介護支援	★★★	★★★	I-34

	29年度評価	30年度評価	ページ
大項目3 人権が尊重される社会の形成	★★★	★★★	I-38
中項目3-1 人権を尊重する意識の醸成	★★★★	★★★★	I-38
中項目3-2 配偶者等からの暴力の防止	★★★	★★★★	I-41
中項目3-3 セクシュアル・ハラスメントの防止	★★★	★★★	I-45
中項目3-4 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援	★★★	★★★	I-48

	29年度評価	30年度評価	ページ
大項目4 男女平等・共同参画の推進の強化	★★★★	★★★★	I-51
中項目4-1 計画の推進体制の充実	★★★	★★★	I-51
中項目4-2 計画の進行管理	★★★★	★★★★	I-56
中項目4-3 区民、事業者等との協働事業の充実	★★★	★★★	I-58
中項目4-4 国、東京都、他自治体との連携	★★★★	★★★★	I-60

大項目 1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目 1 は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画することを目指した施策である。

事業の取組みは着実に行われているものが多く、成果という点で大項目 1 を見ると、「政策決定及び意思決定過程」では、目標値には届かないものの、付属機関等の女性委員や区管理職における女性管理職の割合は上昇傾向にある。それに対して、「男女平等である」と思う人の割合は、「地域活動や行事」及び「労働・雇用・職場」では減少傾向にあり、「学校教育」では、大幅に減少した。成果から見ると、未だ目標値に達していない。

来年度は、いよいよ本計画の最終年度にあたるので、事業の着実な取組みと共に、停滞している施策については、何か効果的な取組みを工夫してほしい。

以上により、評価は、「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

・・

H28 年度から R2 年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】 1-1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進

《★重点評価項目》

指標の目標値

区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合 【50%】

審議会独自の目標値

男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 【ゼロ】

区の女性管理職の割合 【20%】

提言

- 来年度は本計画の最終年度にあたるので、改選期を迎える付属機関等、特に女性委員の割合が 50%未満である 37 の付属機関等は、集中的に男女平等・共同参画推進に取り組んでほしい**事業 1**。

最終目標値である女性委員の割合 50%の達成に向けて、各付属機関等は一層の取組みを進めてほしい。改選期はチャンスであるので、女性委員の割合が 50%未満の付属機関等は、政策決定・意思決定過程への男女平等・共同参画推進に向けた取組みを強化してほしい。特に、女性委員がゼロの「公害健康被害補償診療報酬審査会」及び「大気汚染障害者認定審査会」は、女性委員ゼロを克服する取組みをしてほしい。

- 有資格者の管理職昇任選考の受験者を増やすような、女性職員のキャリア形成に向けた研修制度及び区民女性を対象とした再就職支援の更なる充実に取り組んでほしい**事業 3・4・5・6**。

審議会独自の目標値である「区の女性管理職の割合 20%」達成のためには、管理職前の女性のキャリア形成が不可欠である。30 年度も様々な取組みが行われているが、有資格者が管理職昇任選考を受験する動機付けにつながるような取組みをしてほしい。

また、区民に身近な地方自治体として、区民女性に対する再就職支援の取組みを継続し、充実

して行ってほしい。

分析の着眼点

- ① 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いの実績はどうか
- ・ 区が設置する付属機関等の女性委員の割合が50%になったか
 - ・ 女性委員の割合が50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか *New*
 - ・ 男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか *New*
 - ・ 区の女性管理職の割合が20%になったか *New*

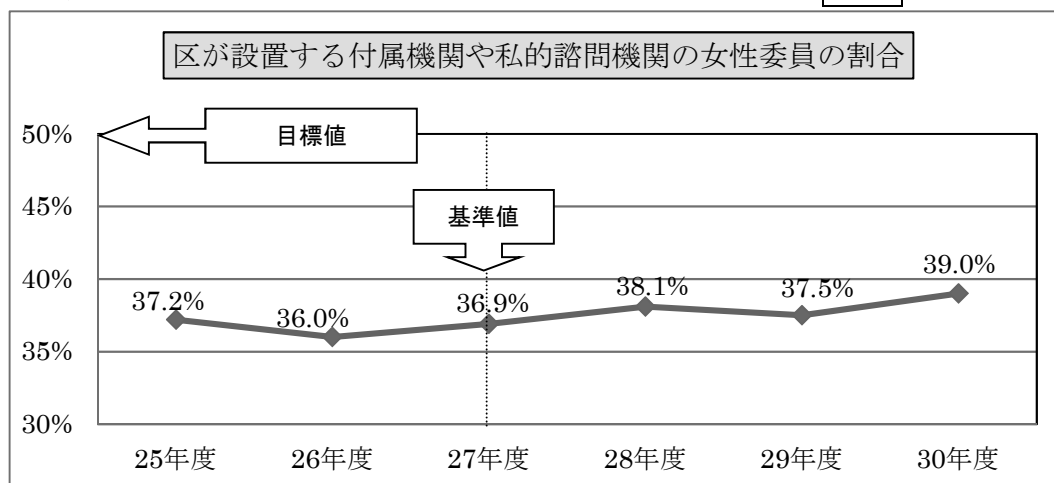
分析

《着眼点①》 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いの実績はどうか

- ・ 区が設置する付属機関等の女性委員の割合が50%になったか
- ・ 女性委員の割合が50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか *New*
- ・ 男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか *New*
- ・ 区の女性管理職の割合が20%になったか *New*

《分析①》 政策企画課は、23年1月26日付けの男女平等・共同参画オンブズからの指摘を受け、24年度から継続的に、毎年実施する付属機関等の設置状況の調査とともに、各所管課に対し、「関係団体へ可能な限り女性委員を推薦すること」を明記した依頼書を送付すること、及び「付属機関等の委員改選後の女性委員の割合をはじめ『女性比率50%の目標に向けて配慮した点』などを報告すること」を依頼しており、女性委員割合の向上に向けた努力が認められる。

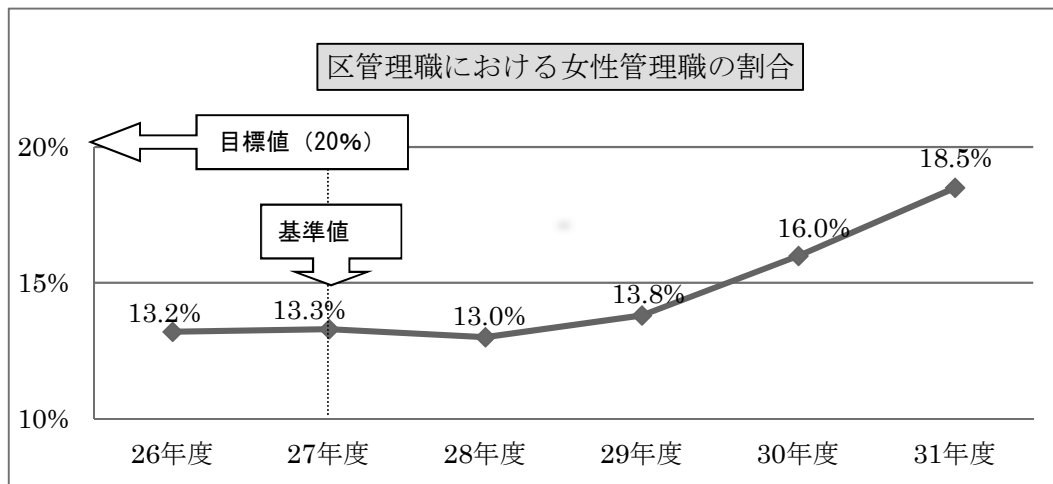
一方、付属機関及び私的諮問機関の委員の女性割合は31年3月1日現在で全体として39.0%と、29年度の調査結果37.5%から僅かながら上がっており、目標値の50%との隔たりは若干小さくなった。また、男女どちらかの委員のみの付属機関等は、54ある付属機関等のうち、女性委員ゼロの機関は29年度と同じ「公害健康被害補償診療報酬審査会」と「大気汚染障害者認定審査会」の2機関である。なお、公募による区民等の委員は、ほぼ半数が女性委員となっている【事業1】。



人権政策課は、付属機関等の女性委員の割合を向上させるために制定した「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に、国立女性教育会館の「男女共同参画人材情報データベース」を活用するよう明記し、各所管に情報提供を依頼する際にデータベースの活用を推奨している【事業2】。

31年4月1日現在の区常勤職員2,183人のうち女性職員は1,195人であり、女性職員割合は54.7%と、30年4月1日(54.3%)とほぼ同程度である。管理職総数に対する女性管理職の割合は、31年4月1日は18.5%で30年同月(16.0%)から上昇したが、審議会独自の目標値である20%には届いていない。

管理職昇任選考の受験者28人に占める女性数においては、30年度は3人であり、女性割合は10.7%と29年度の17.2%から減少している。なお、女性合格者は、30年度は5人中1人であり29年度の4人中0人から増加した。



課長補佐職昇任能力実証(29年度は総括係長選考)では女性受験者は29年度5人(41.7%)から30年度は5人(31.3%)と変化はなかったが、女性合格者は29年度の4人(40.0%)から30年度は3人(37.5%)と減少した。なお、主任職昇任選考(29年度は主任主事昇任選考)では女性受験者は29年度の115人(78.2%)から30年度は97人(72.9%)となり、女性合格者は、29年度の31人(65.9%)から30年度は22人(53.7%)であった[事業3]。

採用3年目職員を対象としたキャリア形成支援研修(参加職員50人、うち女性34人)及び若手職員キャリア形成支援研修(参加職員23人、うち女性14人)を実施し、各研修にて、「特別区女性課長・係長の活躍紹介集」や「昇任制度の概要」などを配布した[事業4] **New**。また、職員のキャリア形成への対応、及びワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした「メンター相談制度」(実績30年度2件、29年度0件)、及びメンターを対象とした研修では、30年度は若手職員との交流会として実施した(受講者:若手職員62人うち女性35人、先輩職員13人うち女性6人)[事業5] **New**。

女性の就労支援講座としてマザーズハローワーク東京と共催で行った「再就職のためのおしゃべりサロン」(参加者3人・女性のみ)及び「はじめの一歩!～就職に向けて一緒に第一歩を踏み出しましょう」(参加者4人・女性のみ)の他、これからキャリアを築こうと考えている女性を対象に女性のキャリアアップ講座「自分も相手も大事にするコミュニケーション術」(参加者18人・女性のみ)を行った。また、男女共同参画週間に合わせたパネル展示を総合庁舎西口ロビーで25年度から継続して行っている。更に、28年度からの推進計画改定に伴い、男女が共に参画することを応援するキャッチフレーズを来場者自ら貼り付けることができる参加型の展示パネルの掲示も継続して行った[事業6・7]。

女性リーダー育成のための派遣研修は、女性団体リーダー国内研修への助成(5人:鳥取県)と「日本女性会議」への参加助成(2人:金沢市)という形で継続して実施された[事業8]。

評価

★★

評価の理由

区は継続的に各所管課に対し、所管の委員会等における女性委員の積極的な選出を依頼し、委員改選時には、改選の約3か月から4か月前に「附属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に基づき、働きかけを行っている。また、女性を対象とした就職支援講座やキャリアアップ講座、女性リーダー育成のための派遣研修が着実に行われている。

しかしながら、附属機関等の委員の全体に占める女性割合は、基準値よりも増加しているが、目標値の50%には及んでいない。審議会独自の目標値「男女どちらかの委員のみの附属機関等の数ゼロ」に関して、女性委員ゼロの2機関は、28年度以降変化がない。区管理職に占める女性職員の割合も増加し、少しずつ審議会独自の目標値である20%に近づいてきているものの、まだ達成していない。区の継続的な取組みは評価できるものの、本項が「重点評価項目」とされていることに鑑みると、評価を上げることはむずかしい。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29年度・30年度）

【中項目】1-2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

指標の目標値

地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【50%以上】

提言

- 地域活動の意思決定への男女平等・共同参画を進めるために、男女平等意識の向上を促す施策を検討してほしい事業13。

日ごろの地域活動は、女性が多くを担っているにもかかわらず、地域活動の意思決定の立場にある女性は少ない。区民意識調査によると、地域の活動や行事で「男女平等である」とする区民は、30年度は35.5%にすぎない。地域における問題は、日ごろ地域にいる女性にとって切実な問題であり、また男女が共に意思決定に参画することによって住みやすい地域社会の形成につながっていくと考えられるので、女性が地域活動の意思決定に参加できるような男女平等意識の醸成を図ってほしい。

- 男女が共に参加しやすい講座等の開催の取組みを継続し、充実してほしい事業10・11・12。

講座等の開催曜日や開催数等の努力をして、幅広い内容の講座が開催されているが、男性参加者の減少が見られる講座があるので、さらなる充実を望む。

保育付き講座の開催の実績が29年度よりも減少しているのは、区民からの利用の申込みが少なかったことによるものであるが、今後も継続して取り組んでほしい。

分析の着眼点

- ① 地域活動の意思決定への男女の等しい参画があったか
- ② 地域活動への男女共の参加があったか
- ③ 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発のための区の取組みは行われたか
- ④ 地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が50%以上になったか

分析

《着眼点①》 地域活動の意思決定への男女の等しい参画があったか

《分析①》 住区住民会議代表者の30年度の女性割合は、29年度の13.6%（22人中3人）と変わらない13.6%（22人中3人）となり、町会・自治会長の30年度の女性割合は29年度の10.9%（82人中9人）から12.1%（82人中10人）となったが、依然として低いままである事業13。

《着眼点②》 地域活動への男女共の参加があったか

《分析②》 「働く男女が参加しやすい講座等の開催」の点では、講座の開催数や参加人数は課ごとに増減はあるものの、人権政策課、産業経済・消費生活課、スポーツ振興課、保健予防課や生涯学習課などで幅広い内容の講座が開催されている。男性の育児参加を促す保健予防課の「パパの育児教室」は29年度より「パパママの育児教室」に改称し、回数も年22回から29年度は年24回、30年度は年34回に増やして実施された。参加者は29年度の延べ1,100人（男性550人、女性550人）から30年度は延べ1,362人（男性675人、女性687人）と大幅に増加した。また、社会教育館ごとの各種講座の参加者は29年度の延べ1,395人（男性514人、女性881人）から30年度は延べ1,336人（男性411人、女性898人、男女27人）と男性参加者が減り、女性参加者が増えている事業10。

保育付き講座の開催は、事業数 117 件、実施回数延べ 244 回、保育者数延べ 529 人、保育児数延べ 987 人（うち 2 歳未満児延べ 227 人）で、29 年度の事業数 125 件、実施回数延べ 307 回、保育者数延べ 661 人、保育児数延べ 1,413 人（うち 2 歳未満児延べ 462 人）と比べ、延保育児数、保育者数、2 歳未満保育児数はいずれも減少している[事業 11]。

講座等における保育従事者登録事業の点では、登録者が 29 年度の 43 人から 35 人に減少した。30 年度は、保育者向けフォローアップ・意見交換会は実施しなかった[事業 12]。

登録団体への支援では、青少年プラザ主催のウィンターフェスティバルにおいて実施した男女平等・共同参画センター運営委員会企画イベント「誰でもウェルカム！カフェ」の場で参加団体を募り団体相互の交流を支援した（参加団体 6 団体）。男女平等・共同参画センター利用登録団体は、30 年度は 29 年度同様 24 団体であった。男女平等フォーラム 2018 では、登録団体の紹介冊子を作成・配布し、団体活動の周知に努めた。また、センター講座開催後の自主グループの組織化を支援し、登録団体の育成にも引き続き努めている[事業 17]。

学習・交流の場の提供としての男女平等・共同参画センターの会議室等の利用の状況では、会議室の利用回数は 30 年度 504 回（29 年度 482 回）、研修室の利用回数は 30 年度 529 回（29 年度 506 回）、保育室の利用回数は 30 年度 237 回（29 年度 215 回）と若干増加している[事業 16]。また、24 年度から男女平等・共同参画センター資料室の女性史に関わる貴重資料（約 300 点）を開架とし、閲覧・複写サービスを行うとともに、ホームページにその一覧を掲載して区民への周知に努めている。資料室の蔵書数や DVD を増やし資料室をメールマガジン「キラリねっと」で周知した。貸出冊数は 29 年度の 1,257 冊から 30 年度は 1,187 冊に若干減少した[事業 15]。

女性リーダー育成のための派遣事業は、29 年度に引き続き国内研修（5 人）に助成したほか、「日本女性会議 2018in 金沢」への参加費等の一部助成（2 人）も行っている[事業 18]。

講師派遣等支援事業のうち「申請社会教育学級」は、団体参加が 7 団体（29 年度 14 団体）、学習会回数 79 回（29 年度 136 回）、参加者延べ人数 815 人（29 年度 1,765 人）と大幅に減少した。婦人学級、連合団体、主婦大学への派遣事業では、講習回数 20 回（29 年度 19 回）、参加者 891 人（29 年度 802 人）であった[事業 19]。

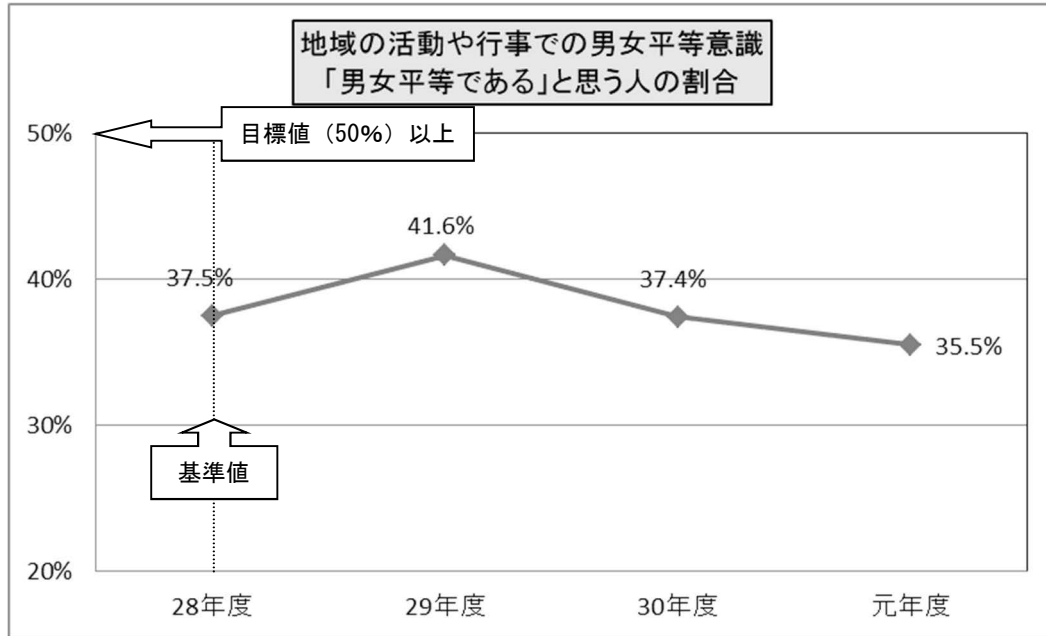
《着眼点③》 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発のための区の実施は行われたか

《分析③》 東京商工会議所目黒支部、目黒区産業連合会及び目黒法人会を訪問し、ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業のパンフレット配布依頼や、従業員の地域活動への参加促進を含めたワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業を申請した事業者に対して、効率よく仕事を行う結果生じた時間を地域活動に充てることで企業のイメージアップにつながるなど、ワーク・ライフ・バランス推進の有用性を説明し、啓発を行った[事業 9]。

防災課では、目黒区地域防災計画の前提として、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していくことにし、地域住民による避難所運営組織について女性の参画を図り、担当ごとに男女の責任者を置き、男女のニーズの違いを考慮した視点のもと、各種会議や防災対策講演会などを進めている。また、スポーツ振興課も、地域のスポーツ活動を担うための会合を実施する際には、働く男女の都合に配慮し、構成員が参加しやすい時間帯に開催している[事業 13]。避難所運営協議会立ち上げ時に、男女ともに参画することの重要性の啓発に努めるとともに、「避難所運営協議会の手引き」に、男女双方の視点や複数の女性の参画の重要性、避難所運営の構成員に男女の偏りが無いよう留意する必要性などについて記述している[事業 14]。

《着眼点④》 地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が50%以上になったか

《分析④》 令和元年度の区民意識調査の「地域の活動や行事での男女平等意識」について、「男女平等である」と答えた人の割合は35.5%（30年度は37.4%）と28年度よりも低い割合になっていて、目標値の50%には及ばない。



評価

★★

評価の理由

区は関係各課連携の下、働いている人も参加しやすい曜日や時間帯の開催や保育付き講座を設けるなど「働く男女が参加しやすい講座等の開催」を継続的に幅広く行っている。「パパママの育児教室」は回数が10回増え、男性の参加者が増加している。また、男女平等・共同参画センターの24登録団体の活動を支援し、登録団体の育成にも努めている。東京商工会議所目黒支部などの団体に対して、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った。

しかしながら、女性の町会・自治会長は1人増えたものの、住区住民会議代表の女性の数は変化がなく、いずれも女性割合は10%台にとどまっている。女性は、地域活動を日常的に行っているにもかかわらず、地域活動の意思決定への男女平等な参画には至っていない。更に、区民意識調査「地域の活動や行事で『男女平等である』と思う人」の割合は、29年度以降低下し、目標の50%から遠ざかっている。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29年度・30年度）

区民意識調査報告（30年度・令和元年度）

【中項目】1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進

指標の目標値

労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【25%以上】

提言

- **事業者への男女平等・共同参画に関する啓発や情報提供を効果的に行ってほしい** **事業20・21**。
区内事業者への働きかけは、東京商工会議所目黒支部、目黒区産業連合会及び目黒法人会を通して、あるいは社会保険労務士会目黒支部との共催で行われている。そのような団体を通じた、あるいは共催による啓発や情報提供を継続的に進めると同時に、いろいろな機会を通じて直接区内の事業者（特に中小企業のトップ）に働きかける取組みを検討してほしい。
- **女性の起業や就労への支援を充実してほしい** **事業22・23・24・25**。
女性の再就職、起業・自営を支援する講座や相談を継続的に行っていくとともに、実際の就労につながるような支援を行ってほしい。

分析の着眼点

- ① 事業者への啓発・情報提供が効果的に行われたか
- ② 女性の起業・自営や就労への支援があったか
- ③ 働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか
- ④ 労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が25%以上になったか

分析

＜着眼点①＞ 事業者への啓発・情報提供が効果的に行われたか

＜分析①＞ 東京商工会議所目黒支部、目黒区産業連合会及び目黒法人会を訪問し、ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業のパンフレット配布依頼や、従業員の地域活動への参加促進を含めたワーク・ライフ・バランス推進のための啓発も行った。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業を申請した事業者(1社、29年度：1社)に対して、ワーク・ライフ・バランス推進の有用性を説明し、啓発を行った。また、社会保険労務士会目黒支部と共催で、目黒リバーサイドフェスティバル参加講座「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて～働き方改革を実施してみませんか?」を実施し、一般区民及び事業者に対してのワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った(参加者：男女16人)。目黒法人会との共催では、職場のハラスメント防止講座を実施し、様々なハラスメント防止に向けて、職場ですぐに生かすことができる方法を解説した(参加者：女性6人、男性6人)。

事業20・21 *New*。また、総合庁舎内や区民センター内にパンフレット棚を設置し、東京都労働相談情報センターニュース、東京都中小企業振興公社などのパンフレット、セミナーや講演会等の開催のチラシを配布し、事業者の理解促進を図った**事業20**。

＜着眼点②＞ 女性の起業・自営や就労への支援があったか

＜分析②＞ 東京労働局マザーズハローワーク就職支援ナビゲーターを講師に招き、女性の就労支援講座「再就職のためのおしゃべりサロン」(参加者3人・女性のみ)及び「はじめの一步!～就職に向けて一緒に第一歩を踏み出しましょう」(参加者4人・女性のみ)を開催した。また女性のキャリアアップ講座「自分も相手も大事にするコミュニケーション術」(参加者18名・女性のみ)を実施し

た。更に女性限定ではないが、「実践めぐろ創業塾」（参加者延べ50人：女性23人、男性27人）を2日間、「実践めぐろ創業塾（兼業・副業型）」（参加者延べ138人：女性42人、男性96人）を6日間実施した事業22。起業に関する相談「創業相談室」の相談件数は、79件（女性46人）で29年度の54件（女性30人）から増加した。比較的女性の進出しやすいサービス業等の創業相談が増えてきているため、女性の利点を生かせる職種の新情報には特に留意し、時代のニーズに適合した助言を行っている事業23。

女性の起業家や自営業者への支援として各種融資事業が実施された。また、離職者に対する生活再建の支援としての総合支援資金の貸付は、生活支援費0件であった事業24。

ワークサポートめぐろにおける就労相談事業として、就職ミニ講座の延べ参加者は491人となっており、そのうち女性は348人で、男性参加者は増加傾向にあった。就労支援セミナーは30年度2回実施され、働いている人、働きたい人対象の労働法に関するセミナーへの女性参加者は、15人中7人、概ね45歳以上の仕事を探している人対象のセミナーへの女性参加者は19人中12人だった事業25。

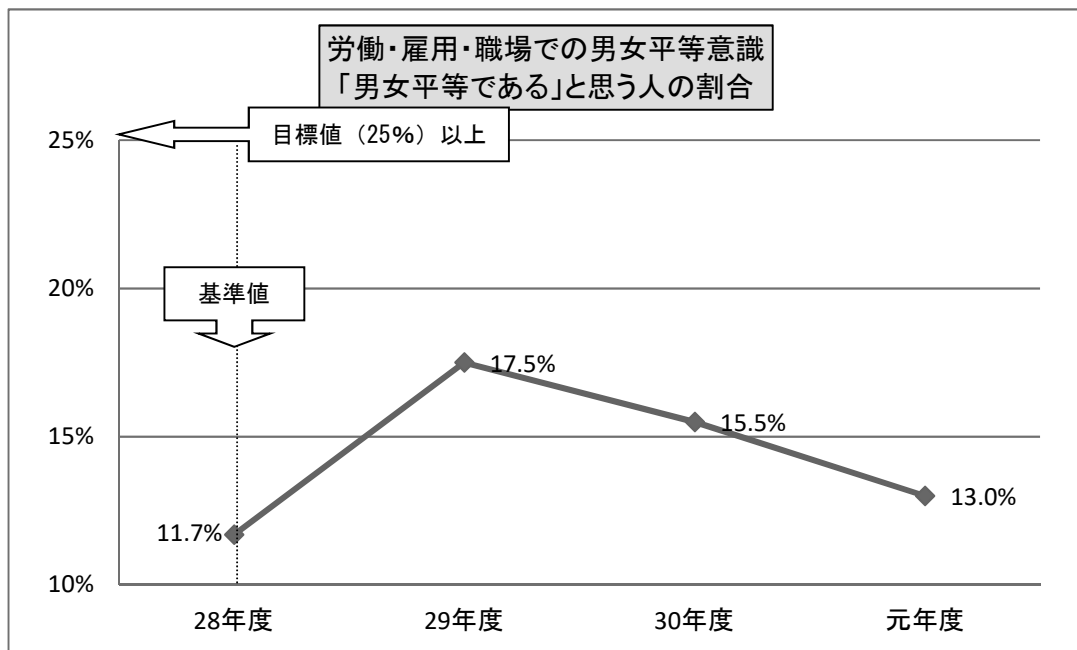
《着眼点③》 働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか

《分析③》 区は、26年3月に改定した「人材育成・活用基本方針」により、これまで以上に女性職員の参画を促進していく事を示し、28年3月には、管理職における女性比率をR2年度までに20%にすることを目指す目標を盛り込んだ「目黒区女性職員活躍推進計画」を策定しており、職員配置の性別における偏りの解消に努め、女性職員の勤労意欲の向上と昇任意欲の醸成を図った。また「人材育成・活用基本方針」の方向性に沿って、人事異動の実施にあたっては職員の異動希望を踏まえた上で、各所属の男女のバランスに極力配慮するとともに、従来からの男性職員の配置が多い部門には積極的に女性職員の配置を行った。「目黒区女性職員活躍推進計画」に係る取組みとして、女性管理職をロールモデルとした「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて」（取組事例集）を職員向けに引き続き周知し、女性職員の昇任意欲醸成に取り組んだ事業26。

性的マイノリティについての理解を深めるため、職員に対してLGBTに関する書籍の貸出を実施し、庁内システムを通じて周知した（貸出件数：1件）。また、セクシュアル・ハラスメントが起こった場合の苦情・相談担当と処理の流れを周知した事業27。「性自認、性的指向等に基づくセクシュアル・ハラスメント」についての研修を主に一般職員を対象として人事課と共催で実施するとともに、主に管理職を対象とした説明会を2回実施した。また、映像資料（DVD）視聴型の研修を、全職員を対象として29年度に引き続き実施した。研修参加者は延べ1,001人（説明会参加者：65人、映像視聴者936人）となり、29年度延べ1,584人（説明会参加者67人、映像視聴者1,517人）から大幅に減少した。この研修は、28～30年度の3か年をかけて全職員の視聴が終了した事業28。更に、主に管理職を対象とした評価者説明会では「女性職員活躍推進計画の実施状況とこれからの組織マネジメント」「多様性を認め合える地域社会の実現に向けて」を実施した（管理職、管理職候補者65人）事業29 *New*。

《着眼点④》 労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が25%以上になったか

《分析④》 区民意識調査において「労働・雇用・職場で『男女平等である』と思う人の割合」は、令和元年度は13.0%となり、30年度の15.5%より低下した。目標値の25%以上には大きく届かない結果となった。



評価

★★★

評価の理由

事業者への啓発、情報提供は継続的に行われており、女性の起業・自営や就労の支援、講座開催、就労相談等も着実に行われている。また、「働く場としての区」として、女性職員の昇任意識醸成等に努めた。30年度は、「性自認、性的指向等に基づくセクシュアルハラスメント」についての研修を、主に一般職員対象に行ったことは注目される。

しかしながら、区の継続的な努力は認められるものの、労働・雇用・職場で『男女平等である』と思う人の割合は、29年度以降減少していて、目標値の25%以上から遠ざかっている。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29年度・30年度）

区民意識調査報告（30年度・令和元年度）

【中項目】1-4 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進

指標の目標値

学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【80%以上】

提言

○ 学校教育の場での男女平等・共同参画の考え方を浸透させる取組みを引き続き推進してほしい事業 36・37・38・39。

区民意識調査において、学校教育について「男女平等である」とする割合は、令和元年度調査で59.3%と減少した。その原因は医大の受験における女性差別の事件の影響があったものと推測されるが、区としては、引き続き男女混合名簿の使用や教員、児童・生徒に対する男女平等・共同参画の考え方の啓発を着実に進めていってほしい。

そのなかで、30年度は、区は、東京都の人権尊重教育推進校の指定を受けず、区独自の取組みである目黒区人権教育推進校の創設を目指して、制度設計等の準備に取り組んだ。人権教育を推進していく「推進校」という取組みは男女平等・共同参画意識の醸成に効果的であると考えられるので、形は変わっても継続していってほしい。

○ 働く場としての学校における男女平等・共同参画に向けた取組みを強化してほしい事業 40。

区立の小学校及び中学校の女性の管理職数は、29年度と変化がなく、女性管理職の割合が小学校に多く、中学校に少ないという傾向も変化がない。このような変化のない現状にあることは何が原因なのかについて検討し、特に中学校における女性管理職を増やす取組みをしてほしい。

○ メディア・リテラシー教育において、男女平等・共同参画の視点を取り入れた取組みを行ってほしい事業 41・42。

児童・生徒のみならず成人の区民の男女平等・共同参画意識にメディアは大きな影響を与えているので、学校教育及び社会教育において、男女平等・共同参画の視点をもった積極的なメディア・リテラシー教育を進めてほしい。

分析の着眼点

- ① 教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか
・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が80%以上になったか
- ② 働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか
- ③ 生涯学習において、男女平等教育が推進されているか
- ④ メディア・リテラシー教育において、男女平等・共同参画の視点があるか

分析

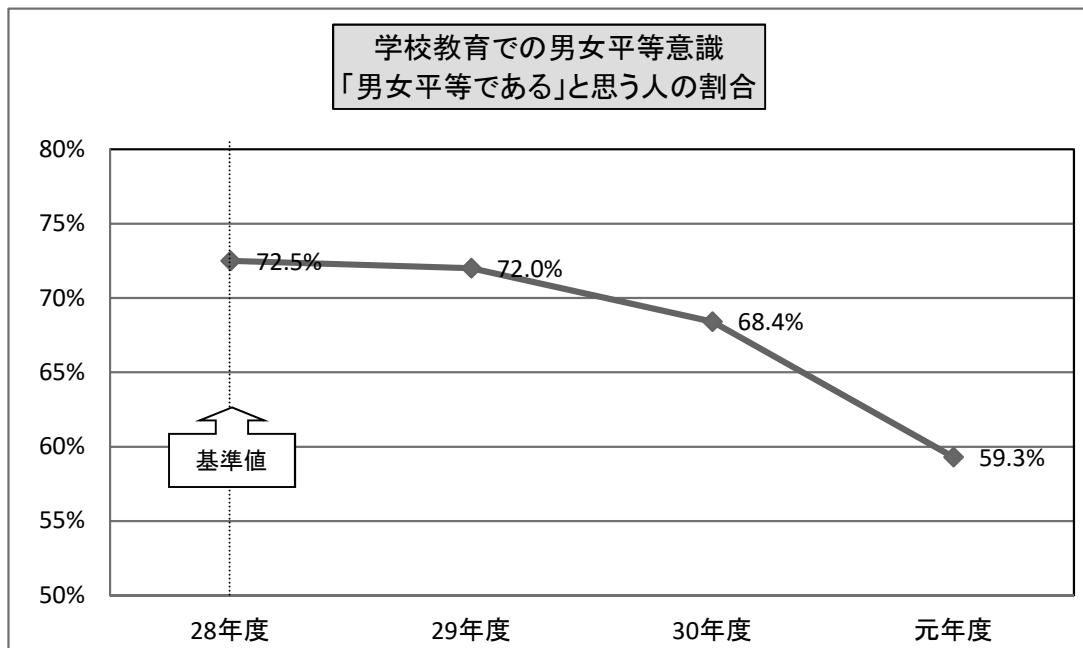
《着眼点①》 教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか
・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が80%以上になったか

《分析①》 男女混合名簿の使用は、全区立小・中学校で継続して実施されている事業 36。教員を対象とする研修は、29年度同様、目黒区内全教職員の必修研修として、eラーニングによる人権教育推進の研修を実施し、人権課題の様々な視点で啓発に努めた。教育課題研修としては、各学校の人権教育担当者等を対象にした人権教育研修会を開催した。事業 37。

学校では、教育活動全体を通じて男女平等・共同参画の考え方を身に付けた児童・生徒を継続して育成している。また、教員の人権感覚を高める取組も継続して実施し、「目黒区子ども条例」の趣旨を

生かした人権感覚チェックシートなども活用している。しかし、都の人権尊重教育推進校の指定を受けた学校はなかった[事業 38]。また 29 年度に引き続き、社会科を中心に教育活動全体を通じて、男女平等・共同参画の意識を醸成する授業を実践している。一例として、小学校(6年生)では国連での女子差別撤廃条約の採択や男女雇用機会均等法の施行など、人権に関する国内外の取組みについて、中学校では女子差別撤廃条約の批准や男女共同参画社会基本法の制定により、男女の平等が進んできていることについて学んでいる[事業 39] *New*。

区民意識調査において、学校教育について「男女平等である」と思う人の割合は、28 年度・29 年度と 70% 台で推移していたが、30 年度調査では 68.4% と低下し、令和元年度調査では 59.3% と減少した。一方、同調査で「あなたは、男女平等・共同参画を推進するために、今後、区は特にどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(〇は 3 つまで)」という問いに、「学校での男女平等教育の推進」と答えた人の割合は 31.3% (30 年度 28.8%) と 30 年度と同じ 2 番目となっている(1 番目は「保育・育児支援施策の充実」37.2%)。加えて、「家事の分担が一方の配偶者に偏らないようにするためには、特にどんなことが必要だと思いますか。(〇は 3 つまで)」の問いに「学校教育の場で、家事などは男女が共に担っていくことであると教えること」と回答した割合は 41.4% であり、3 番目に多い回答だった。



《着眼点②》 働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか

《分析②》 女性の管理職(小・中学校長、副校長)数は、区立の小学校 22 校・中学校 9 校の全 31 校 62 人中、30 年度(31 年 4 月 1 日)は全体で 21 人(33.9%)と 29 年度(30 年 4 月 1 日)と変わりはない。管理職ポストのうち女性管理職の割合を小・中学校ごとに見ると、小学校における女性管理職割合は 43.2%(44 人中 19 人)であり、中学校における女性管理職割合は 11.1%(18 人中 2 人)と隔たりが見られることも変わらない。

管理職選考における女性教員の受験割合は、有資格者 242 人(女性 152 人、男性 90 人)のうち、受験者は 5 人(女性 4 人、男性 1 人)で、女性の受験する割合は低い。しかし合格者は 4 人中 3 人が女性であった。[事業 40]。

《着眼点③》 生涯学習において、男女平等教育が推進されているか

《分析③》 生涯学習における男女平等教育として、区内全小・中学校において道徳授業地区公開講座を開催し、道徳の授業を地域の住民に公開することで男女平等教育のための知識・情報を広く伝えている。また、授業参観だけでなく、道徳授業に関する意見交換会や住民の参加できる講演会も実施し、学校の発行する学校だより（各学校のホームページで公開）にその取組みを掲載している[事業30]。

学童保育事業運営に当たっては、保育のなかで、児童の役割分担等について常に男女平等の視点を持って事業を行った。また、保育課では男女平等の視点に立った保育の実践のための自己啓発を促したほか、引き続き保育職員に対する研修の充実に努めている[事業31]。

社会教育講座の開催については、開催前にホームページやチラシ・ポスターで情報提供を行っている。情報提供時は、男女平等の視点に立ったイラストを使用するなどの配慮をしている[事業32]。

様々な行事や講座が各所管で開講されており、保育付きの行事や講座の開催実績は、延べ244回、事業数117件実施され、保育児数延べ987人（うち2歳未満児延べ227人）に対して、保育者数延べ529人が保育を行った[事業35]。

参加型の啓発として、父親と子どものコミュニケーションを図るため、男性向け家事育児講座「パパと子どものお好み焼き教室」が実施され、11人（父親5人、女の子2人・男の子4人）の参加者が、父子で家事についてのワークショップを行い、お好み焼きの作り方のコツを学んだ[事業34]。

《着眼点④》 メディア・リテラシー教育において、男女平等・共同参画の視点があるか

《分析④》 学校教育におけるメディア・リテラシー教育の推進については、児童・生徒のメディア・リテラシーを育成する事業が引き続き実施された。また、情報モラル教育では情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実に努めている。その際、男女平等・共同参画などの人権尊重の観点を踏まえた指導を進め、児童・生徒が「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消し、適切に判断できるように、教員が指導している[事業41]。

評価

★★★

評価の理由

全区立小学校・中学校での男女混合名簿の使用や、全教職員や児童・生徒に対して男女平等・共同参画の考え方を理解する研修や教育が行われている。生涯学習においても、道徳授業地区公開講座を通して、男女平等教育が進められている。

しかしながら、区民意識調査において、「学校教育について『男女平等である』と思う」人は、60%台を切り、59.3%に減少した。また、事業42として、29年度に行われたCMに関するメディア・リテラシー教育講座が30年度は開講されなかった。なお、男女平等を含む人権教育を推進する「人権尊重教育推進校」の指定を30年度は受けなかったが、区独自の取組みである目黒区人権教育推進校制度の創設を目指した制度設計等の準備を行った。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29年度・30年度）

区民意識調査報告（30年度・令和元年度）

大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目2は、男女が共に仕事と生活を両立させる環境づくりを目指すものであり、男女平等・共同参画を実現するための基盤となる。

区は、引き続き各種事業に着実に取り組んでおり、特に保育所入所待機児童数が29年度の330人から79人に減少したことは、大きな成果と評価できる。更に30年度、新規に区職員に対して超過勤務縮減に向けた取組みを開始するとともに男性職員を対象に育児休業取得促進の取組みを開始（取得率10.3%）したことも評価できる。しかし、待機児童数がまだ存在すること、特別養護老人ホーム入所待機者数はやや増加、また講座やイベントへの男性参加者が低調であることなど29年度より評価をあげるには至っていない。

令和元年度の区民意識調査によれば、固定的性別役割分担意識（男女には社会や家庭などで性別による固定的な役割があるという考え方）に対して「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合は69.3%となり目標値（70%）に限りなく近づいた。しかし一方で、家庭生活（家事・育児・介護）での「男女平等である」と思う人の割合は29年度から年々減少し、そして家庭内での家事・育児・介護を「主に妻が行っている」割合は、全ての項目で30年度より増加している。意識と実態が乖離しつつあることが明らかとなった。この原因を解析し課題を明確にして次の事業計画に反映させることが重要と考える。区民意識調査からは、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては事業者への啓発活動強化の重要性が、また事業実績報告からは、講座やイベントへの男性参加者増加に向けた工夫の必要性が浮かび上がっている。課題の解決には時間を要すると思われるが、区の事業は着実に実施されていることと特別養護老人ホームの増設など今後に関わる取組みもあり期待できる。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

.....
 H28年度からR2年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】2-1 仕事と生活の両立支援	《★重点評価項目》
指標の目標値	
固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	【70%以上】
家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	【20%以上】
共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合	【15%以下】
審議会独自の目標	
家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する	
提言	
○ 家庭生活における男女平等・共同参画が実態を伴う成果に繋がる工夫をしてほしい 事業 43・44・45・46・47・48・49・50。	

区民や事業者を対象とした各種講座やイベントの開催など事業全体としての区の実践は継続されているが、男性の参加数は低調である。今回の区民意識調査では家庭内での男女平等意識が目標値から大きく離れ、また、家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合は増加傾向にあるなど成果に繋がっていないことが明らかになった。この原因を解析して次の事業計画に繋げて欲しい。

○ **事業者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発を更に強化する取組みを工夫してほしい事業**
43・44・45・46。

ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なことを問うた区民意識調査の回答によれば、1位：両立支援制度（妊娠・出産にかかる休暇、育児・介護休業、フレックスタイムや短時間勤務等）の充実、2位：長時間労働の是正、3位：企業の経営層・管理職の意識改革と続いている。様々な業態の事業者に対してその働き方に区が介入することは難しいと思われるが、事業者への更なる地道な啓発活動による理解促進を図って欲しい。区が30年度に開始した超過勤務縮減に向けた取組みと男性職員に対する育児休業取得促進の取組みをモデルとして紹介することも効果的と考える。

分析の着眼点

- ① 固定的な性別役割分担意識は改善したか
 - ・ 固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が70%以上になったか
- ② 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか
 - ・ 家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
 - ・ 共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が15%以下になったか *New*
 - ・ 家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか
- ③ 事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか
- ④ 男性に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか *New*

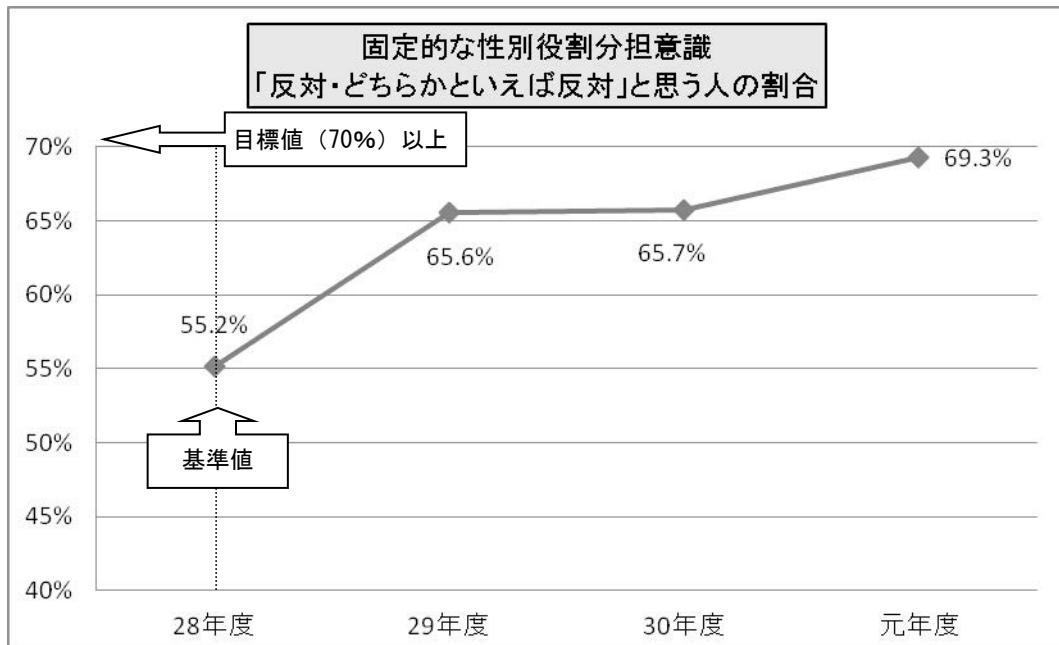
分析

《着眼点①》 固定的な性別役割分担意識は改善したか

- ・ 固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が70%以上になったか

《分析①》 区民意識調査によれば、固定的な性別役割分担意識に「反対」と回答した人の割合は、37.0%、「どちらかといえば反対」の人の割合は32.3%、合計69.3%だった。男女別に、「反対・どちらかといえば反対」の人の割合を見てみると、女性は70.7%、男性は67.3%だった。

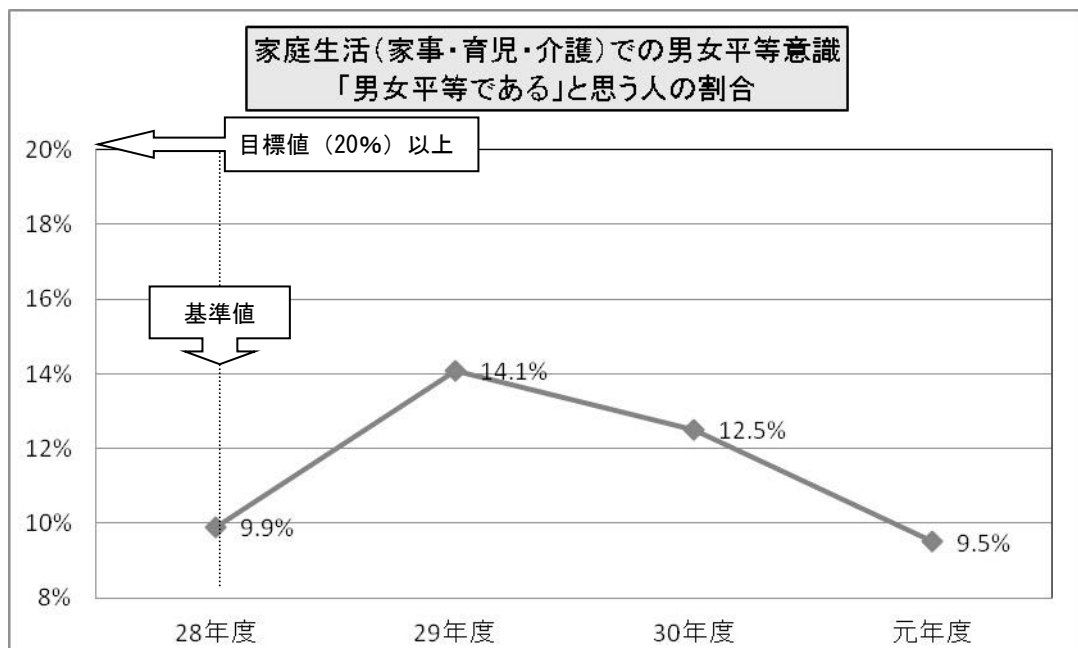
元年度の調査で固定的性別役割分担意識に反対する回答の割合は、目標値の70%に近づいてきた。



《着眼点②》 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

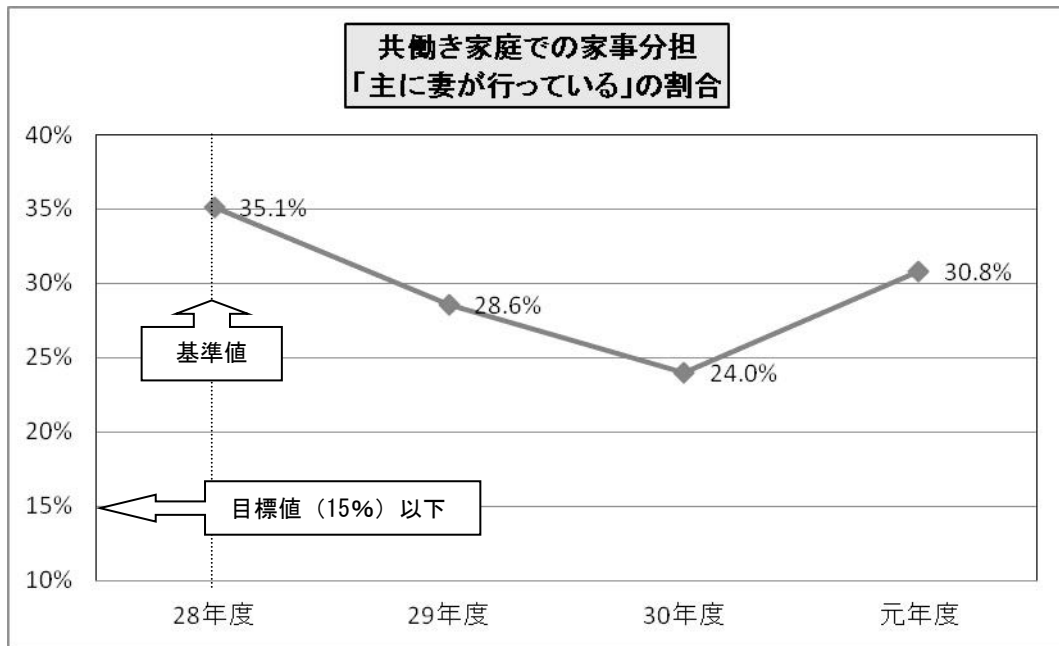
- ・ 家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
- ・ 共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が15%以下になったか *New*
- ・ 家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

《分析②》 区民意識調査において、家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識について、「男女平等である」と回答した人の割合は、全体で9.5%だった。30年度は12.5%だった。また、男女別にみると、男性は13.2%が「男女平等」と回答しているのに対し、女性は6.6%しか「男女平等」と回答していない。

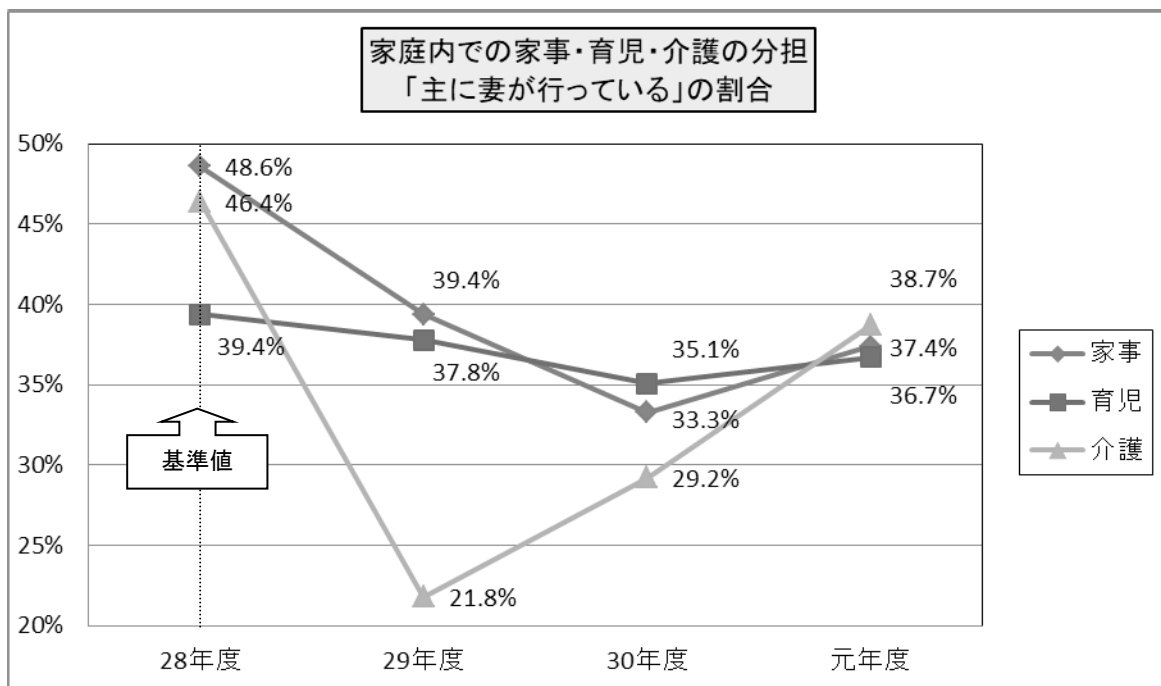


また、家庭内での家事・育児・介護の分担については、次のような結果となった。

まず、家事（炊事・洗濯・掃除など）の分担については、「主に妻が行っている」と回答した共働き家庭の人の割合は、30.8%となり、30年度の24.0%から割合が増加している。15%以下という目標値から遠く離れる結果となった。



次に、家庭（共働きとは限らない）での家事の分担についてだが「主に妻が行っている」と回答した人の割合は37.4%（平成30年度33.3%）、育児対象者がいる家庭での育児の分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合が36.7%（平成30年度35.1%）、介護対象者がいる家庭での介護の分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は38.7%（平成30年度29.2%）となっており、いずれも割合は増加している。特に、介護においては妻の分担割合が10ポイント近く増加している。



※家庭内での家事・育児・介護の分担「主に妻が行っている」の割合は、区民意識調査の結果から、「該当なし」「無回答」と回答した人を除いた数を分母として、「主に妻が行っている」と回答した人を分子として算出している。

《着眼点③》 事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか

《分析③》 目黒法人会にワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業パンフレットの配布を依頼した際に、目黒法人会から、区内の中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組みに関する情報を収集した。社会保険労務士会目黒支部と共催でワーク・ライフ・バランス推進啓発講座を実施した（参加者 16 人）**事業 43・44**。

そのほかの事業者向け啓発事業として、ワーク・ライフ・バランスの啓発に関するDVDの貸出が行われた（0 件：29 年度 3 件）**事業 44**。また、28 年度より新規事業として、「ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業」を実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、区内の中小企業等にアドバイザーを派遣した（1 件）**事業 45** *New*。

子育てや介護を担いながら働くための意識啓発の事業としては、男女平等・共同参画センター情報誌「であいきらり 69 号」で、ワーク・ライフ・バランス特集を掲載した（発行部数 2,300 部）。また、総合庁舎内にパンフレット棚を設置し、マザーズハローワーク東京の事業概要のチラシ、東京しごとセンターや東京都労働相談情報センターのニュース、セミナー等開催チラシ、その他、労働に関するセミナーや講演会のチラシなどが配布された**事業 46**。区においては、新規に職員全員が自身の働き方を見直しワーク・ライフ・バランスを推進することを目的に超過勤務縮減に向けた取組みを開始するとともに男性職員を対象に育児休業取得促進の取組みを開始した（30 年度取得率 10.3%）。**事業 47・48** *New*。

《着眼点④》 男性に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発は適切になされているか *New*

《分析④》 30 年度は、講座内容が見直され、家事や子育て、介護の分野に男性の参画を促すための啓発事業として、男性の家事育児講座は、「パパと子どものお好み焼き教室」が開催され、11 人（父親 5 人、女の子 2 人、男の子 4 人）が参加した**事業 49・50**。また、6 月の男女共同参画週間に合わせ、目黒区総合庁舎西口ロビーで目黒区男女平等・共同参画推進計画や計画に基づく施策内容、目黒区男女平等共同参画オンブズの紹介などを行うパネル展示を実施し、男女が共に参画することを応援するキャッチフレーズを来場者が自ら貼り付けることができる参加型の展示パネルの掲示も継続して行われた**事業 49**。

産業経済・消費生活課は、29 年度より 1 つ増え合計 7 つの講座を実施した。参加者の延べ人数は、413 人（女性 305 人、男性 108 人）であった。内容は、「国産大豆で味噌仕込み」（2 日間）、「知れば知るほど！いまどきのお墓事情」「生前整理のすすめ方」「仮想通貨のしくみとリスク」「住まいの保険・車の保険・自転車の保険」「発酵食品はすごい！」「災害に備える」だった。男性の参加は各講座とも少なかった。また、保健予防課及び碑文谷保健センターは、「パパママの育児教室」（29 年度より「パパの育児教室」から名称変更）は、29 年度の 24 回（土曜 12 回、日曜 12 回、参加者延べ 1,100 人）から 30 年度は 34 回（土曜 22 回、日曜 12 回、参加者は延べ 1,362 人）と増加した。参加者は夫婦が多くほぼ男女半々だった。なお、碑文谷保健センターでは、育児教室や 5 か月、11 か月育児学級などに参加した男性には、沐浴や着替えの方法などを指導した。パーキンソン教室では医師からミニ講話を行った。地域ケア推進課では、家族介護教室（5 回）を平日のみならず土・日にも開催し、延べ参加人数 35 人（29 年度 76 人）のうち男性は 4 人（29 年度 18 人）だった。29 年度よりも延べ参加者で 41 人減少している。生涯学習課では、各社会教育館が、家事、育児、介護に関する全 6 講座を開

催し、男性も参加しやすい曜日や時間の工夫をした。内容は、「小学校にプログラミング教育がやってくる」「絵本うた・遊びうたで楽しい子育て」「子育てを楽しめる人になる 6 つのポイント」「障害がある子どもの「きょうだい」への寄りそい方～きょうだいとその子らしく伸び伸びと育つには～」
「親子で逆境に負けない心（レジリエンス）を育てよう」「親の知らない子どもの世界～こことからだの主人公に」だった。参加者は 延べ 329 人で、そのうち男性は 21 人だった事業 50。

評価

★★

評価の理由

事業者や男性に対するワーク・ライフ・バランスの啓発事業は継続されている。特に 30 年度、区全職員に対して超過勤務縮減に向けた取組みとともに男性職員を対象に育児休業取得促進の取組みを開始したことは評価できる。

しかし、固定的な性別役割分担意識「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合は目標値の 70% に近づいてきたが、一方実態を表す区民意識調査では、家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合は目標値（20%）から遠く離れ、更に、共働き家庭で家事を「主に妻が行っている」、共働き家庭を含む家庭内での家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合も 29 年度より増加しており、家庭生活における男女平等・共同参画が推進されているとは残念ながら言えない。特に本項は重点評価項目であることに鑑みると、評価は昨年より★を 1 つ落とさざるを得ない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29 年度・30 年度）

区民意識調査報告（30 年度・令和元年度）

【中項目】2-2 子育て支援**指標の目標値**

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

審議会独自の目標

育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する

提言

- 子育て期の男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための育児支援を更に充実させてほしい事業51・52・53・54・58・59・60。

保育所入所待機児童数が激減するなど区の実績が成果として表れていることを評価したい。今後も保育所・学童保育クラブへの待機児童数ゼロに向けた取組み、ひとり親家庭への支援の充実、そして、育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少することを旨として本事業を更に推進して欲しい。

分析の着眼点

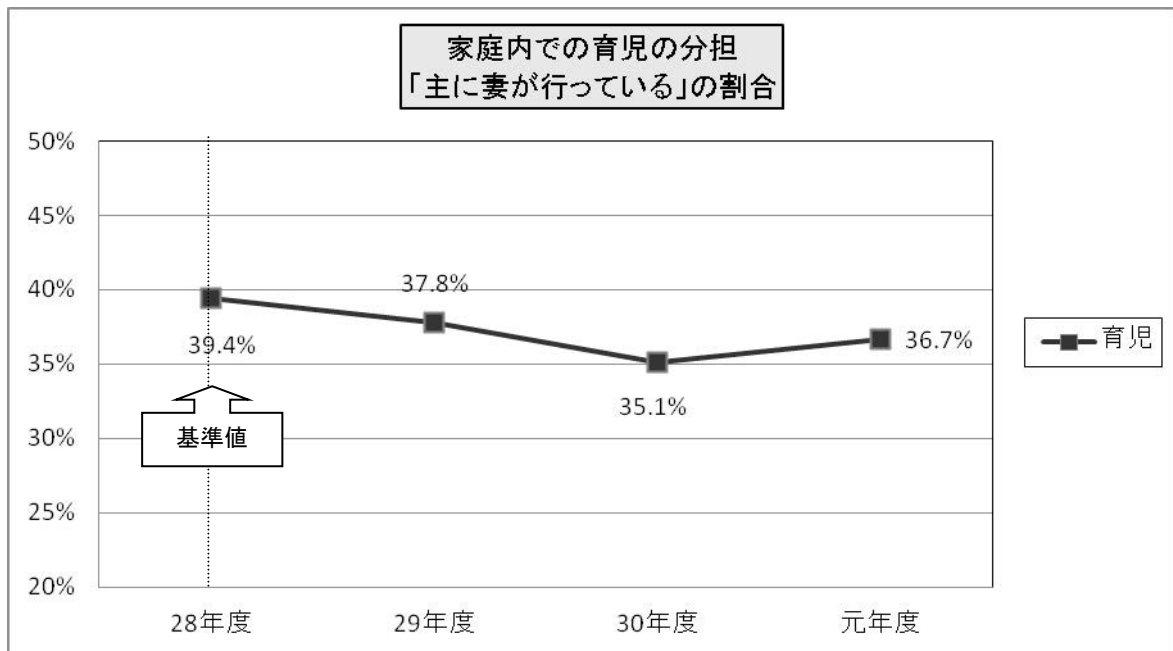
- ① 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか
 - ・ 家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
 - ・ 育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか
- ② 男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための育児支援は推進されているか
- ③ ひとり親家庭に対する支援は推進されているか
- ④ 女性に偏りがちな育児を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

分析

《着眼点①》 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

- ・ 家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
- ・ 育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

《分析①》 育児を「主に妻が行っている」という割合は36.7%と30年度から僅かながら増加した。なお、家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合については、中項目2-1分析②で言及しているため、記載を省略する。



※家庭内での育児の分担「主に妻が行っている」の割合は、区民意識調査の結果から、「該当なし」「無回答」と回答した人を除いた数を分母として、「主に妻が行っている」と回答した人を分子として算出している。

《着眼点②》 男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための育児支援は推進されているか

《分析②》 男女が共に就労や社会参加と子育てを両立できるための育児支援の代表例は、保育所入所待機児童対策と考えられる。この点、保育課では、認可保育園を30年4月から更に17園増やし73園とし、定員も1,066人増やし5,795人とした。延長保育事業も全園で実施している。入所待機児童数は、31年4月1日現在で79人と、30年4月1日の330人よりも251人減少した**事業51**。病気等で一時的に保育を必要とする場合に、区立保育所で就学前の子どもの保育を行う緊急一時保育の利用は、件数が108件、日数は延べ1,568日だった。その内、病気による利用が最も多く、日数は延べ1,217日（全体の77.6%）、件数は50件（全体の46.3%）だった**事業52**。地域型保育事業としては、小規模保育が17か所（定員282人）、事業所内保育所が1か所（定員60人（うち地域枠15人））で実施された。28年度に開始された居宅訪問型保育事業では、30年度は29年度と同様1人の利用があった**事業53** *New*。

子育て支援課では、学童保育クラブの入所申請超過対策として受入人数の増加及び保育環境の改善を図るため、施設数を2か所増やして受入れ人数の拡充を図った。全体の入所定員1,345人に対し、入所児童数は1,707人、待機児童数は37人となった。なお、入所定員より入所児童数が上回っているのは、目黒区の学童保育クラブの入所定員については、法令や条例で定める児童1人当たりの面積基準等に基づく定員よりも下回った定員を規則により設定しており、法令や条例の基準に違反しない範囲内において、入所定員を超過して受け入れているためである。37人の待機児童に対しては、ランドセル来館等の対策をとっている。油面小内学童保育クラブの新設、及び東山第2学童保育クラブの施設拡充を図り、拡充対策を行った。更に、31年度の私立そらのした学童保育クラブの開設に向けて、目黒区認定学童保育クラブとしての認定及び整備費補助を行った**事業54**。

シルバー人材センターが行う育児支援サービス事業の受注件数は791件と29年度の520件から271件増加した。事業の内訳では産前産後の家事援助が395件で最も多かったが、ベビーシッターも288件あった事業55。地域で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業の活動件数は4,898件（延べ利用件数6,007件）であり、29年度より件数で74件減少したが、延べ利用件数で155件増加した。ファミリー・サポート・センターの協力会員登録数は、399人で29年度の472人から減っている。利用会員登録数は763人と、29年度とほぼ同じである事業56。子どもショートステイ事業の利用者数は、延べ24人（29年度延べ25人）、利用日数は延べ92日（29年度延べ105日）となった事業57。

《着眼点③》 ひとり親家庭に対する支援は推進されているか

《分析③》 ひとり親家庭に対する各種支援は引き続き行われている。ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給世帯数は881世帯（31年3月31日現在）である。母子または父子相談は、2,344件でこのうち父子相談は56件だった。また、母子及び父子家庭の経済的自立を支援するため、修学などに必要な資金の貸付（母子及び父子福祉資金）は44件（このうち父子3件）実施され、29年度の52件（このうち父子4件）より8件減った事業58。ひとり親家庭ホームヘルプサービスの派遣回数は、延べ980回、内訳は母子家庭850回、父子家庭130回だった。29年度の延べ682回（母子家庭682回、父子家庭0回）から母子・父子家庭共に大幅に増えている事業59。ひとり親家庭への家賃助成は78世帯（継続54世帯、新規24世帯）で、新規は29年度の35世帯より11世帯減少した事業60。

《着眼点④》 女性に偏りがちな育児を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

《分析④》 子ども家庭支援センター ほ・ねっとひろばの貸出登録団体数は1団体（29年度2団体）減り、貸出は29年度1回（利用者数延べ15人）に対し0回であった。新規に区主催事業として、子育て自主グループにイベント実施を依頼し活動を支援した（実施11回、参加者延べ342人）事業61。29年度に引き続き、育児期の親たちのネットワークづくりや交流のための支援も行われた。保健予防課と碑文谷保健センターでは妊娠中の母親やそのパートナーに対し、妊娠・出産・育児に関する講座や実習、交流会を実施し、仲間づくりを支援するハローベビークラス、ハローベビーサロンは72回実施され、延べ参加人数は986人だった（29年度は72回、1,136人）。母親同士の交流を図るフレッシュママの集いは、実施回数24回、延べ参加人数1,230人（29年度は24回、1,250人）、育児学級は、実施回数60回、延べ2,605人（29年度は60回、延べ2,893人）だった。また、碑文谷保健センターの多胎児懇談会は5回開催され、延べ参加人数は71人だった（29年度は125人）事業62。

ほねっとひろば事業を、子育てふれあいひろば事業と利用者支援事業に分けて、各種事業を実施した。子育てふれあいひろばの利用者数は、延べ19,930人（うち父親利用835人）だった。ほ・ねっとひろば相談は、536件（29年度は408件）だった。利用者支援事業の内、子育て総合相談は309件であった。子ども家庭支援センター系の相談件数は500件と、29年度の403件より増加した。なお、相談のうち、虐待受理件数の占める割合が引き続き多く、30年度は、276件だった（29年度173件）事業63。生涯学習課は、引き続き、各中学校区での地域教育懇談会の活動を支援し、活動経費を一部負担したり、同懇談会代表者会を年に2回実施したりした事業64。上目黒児童館では、「子育てひろば」を開設し、開所回数321回、参加者は延べ13,260人であった。その他、児童館相談件数は、延べ628件だった。子育てふれあいひろばは6保育園で実施され、家庭で保育している保護者の子育て支援を行った。利用者数は22,070組45,414人（29年度22,032組46,167人）であった事業65。

子育て支援課では、子育て情報の提供事業として、子育て情報ポータルサイトの運営のほか、区民目線による子育て情報の各種発信がなされ、そのうちイベント情報 64 件は 29 年度の 121 件から減少したが、区からのお知らせ 247 件（29 年度 247 件）、キッズレポート 8 件（29 年度 7 件）、すくナビ記事 46 件（29 年度 38 件）、児童館だよりは 29 年度同様 168 件（14 館×12 か月）で推移し堅調だった事業 66。

評価

★★★★

評価の理由

子育て支援のための事業は着実に取り組まれて成果が上がりつつある。認可保育園の増設により入所待機児童数が大幅に減少しており区の実情を評価できる。更に学童保育クラブの新規開設も予定されるなど環境整備も推進されている。ひとり親家庭に対する各種支援事業や子育て支援のための情報発信や相談事業も引き続き行われている。

家庭内での育児を「主に妻が行っている」割合の減少、待機児童数ゼロに向けては更なる努力が望まれるが、子育て支援への区の実情は確実に成果に繋がっている。★4つの「概ね十分」とするには及ばないものの、努力を評価して★半分（0.5 単位）を加えた。

以上のことから、評価は、「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29 年度・30 年度）

区民意識調査報告（30 年度・令和元年度）

【中項目】2-3 介護支援

指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

審議会独自の目標

介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する

提言

- 介護を地域社会全体で支援する政策を引き続き推進してほしい事業 67・68・69・70・71・73・76・77・78・79。

各種事業は着実に実施されている。しかし、今後高齢者の増加は避けられないことから、より一層の本人および介護者への直接的支援に加え地域全体での高齢者見守りに向けた環境整備が必要である。また、障害者に対しても自立に向けた支援と介護者の負担軽減を図るサービスを引き続き充実させて欲しい。

- 男性の介護への積極的な参加を促す取組みを工夫してほしい事業 75。

家族介護教室(5回)は平日働いている人や男性も参加できるように土・日も開催されたが、男性の参加は12.9%(4/31人)と低調であった。男性にも魅力的なイベントの開催を工夫して参加者増を図ってほしい。また、ホームページや広報紙に加えて駅や商店街の協力を得てポスターを貼るなど広報の在り方に工夫して欲しい。参加者の感想を目黒区の媒体で伝えることも効果的ではないかと考える。

分析の着眼点

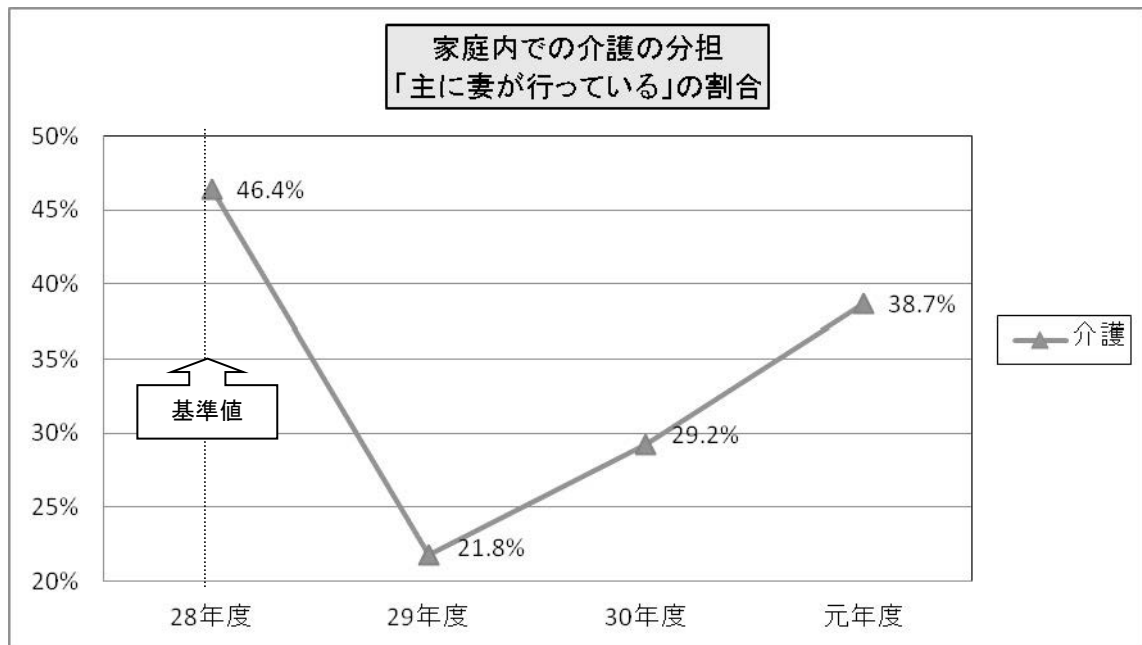
- ① 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか
 - ・家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
 - ・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか
- ② 高齢者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか
- ③ 女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか *New*

分析

≪着眼点①≫ 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

- ・家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が20%以上になったか
- ・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

≪分析①≫ 介護を「主に妻が行っている」という割合は38.7と、基準値(46.4%)よりも低い数値になっているものの、29年度に一旦低下した割合が年々増加している。なお、家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合については、中項目2-1分析②で言及しているため、記載を省略する。



※家庭内での介護の分担「主に妻が行っている」の割合は、区民意識調査の結果から、「該当なし」「無回答」と回答した人を除いた数を分母として、「主に妻が行っている」と回答した人を分子として算出している。

《着眼点②》 高齢者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか

《分析②》 高齢者のための自立支援事業は引き続き行われた。高齢福祉課では、相談内容により、包括支援センターをはじめとする関係所管及び民生委員、事業者、施設、病院などの関係機関と連携して、引き続き相談事業の充実を図った。高齢福祉課の高齢者センター相談の件数は、健康相談が5,544件（29年度5,625件）、生活相談は22件（29年度28件）から僅かに減少した。また、生活福祉課では、生活困窮者自立支援法の施行により、平成27年度に設置した自立相談支援係を平成30年度にくらしの相談係に改名して、生活保護に至らない生活困窮者に対し、生活の不安や困りごとの解決に向けた総合相談事業を実施するとともに、生活相談（生活保護等の相談）を実施し、必要に応じて関係機関と連携したり、生活保護受給者については、高齢者支援員の配置により、個別事情に応じた自立目標をサポートしたりした**事業67**。

権利擁護センター事業では、各種相談事業や成年後見制度の利用支援事業を行っているほか、親族後見人をサポートするめぐろ成年後見ネットワークや専門相談員の配置などで高齢者の生活支援体制を整えている**事業68**。住宅課では、平成30年度は高齢者福祉住宅の新規整備はなかった。また、「サービス付き高齢者向け住宅」を促進するために整備費等を一部助成する対象事業者を募集したが、29年度に引き続き応募事業者はなかった**事業69**。居住支援事業では、民間賃貸住宅情報提供は45世帯（29年度51世帯）、居住継続家賃助成は280世帯（29年度は276世帯）だった**事業70**。

高齢者福祉住宅には、31年3月末現在、283人（女性157人、男性126人）が入居している**事業71**。また、高齢者の自立生活を支援するため、住宅改修給付事業が行われ、住宅改修予防給付3件、住宅設備改修給付40件の利用があった**事業72**。

老人いこいの家の利用者は、延べ134,573人（女性94,625人、男性39,948人）で、29年度144,649人（女性101,503人、男性43,146人）よりも約10,000人減少した。高齢者向け事業が各種行われ、いずれも盛況であり、介護予防事業（480回）は17,100人（女性15,132人、男性1,968人）の参加が

あった。特に、認知症予防事業（111回）が2,304人（29年度90回1,919人）、生きがづくり事業（122回）が5,433人（29年度89回4,860人）と増加し、両事業とも女性の参加者が約88%を占めていた。**事業73**。

シルバー人材センターの会員数は1,295人（29年度は1,302人）で、就業延べ人員は167,681人（29年度は170,959人）だった**事業74**。

《着眼点③》 女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか *New*

《分析③》 高齢福祉課で行っている介護施設に関する相談件数は46件だった。施設の入所状況は、養護老人ホームについては、入所者数が199人、入所待機者数が7人で、特別養護老人ホームについては、入所者数が延べ814人、入所待機者数が835人だった。特別養護老人ホームについては、依然として多くの人が入所を待っている。地域ケア推進課では、介護に関する相談や高齢者保健福祉サービスなどの情報提供を昨年を引き続き行った。その中で、介護保険サービスの利用や必要に応じた訪問保健相談事業の導入などを実施した。家族介護教室(5回)を開催したが、平日働いている人や男性も参加できるように土・日も開催している。参加者は延べ35人(男性4人、女性31人)であった。障害福祉課では、家族介護を日常的に無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ったきめ細やかで効果的な障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について、助言・サービス紹介等を行い、介護者の負担軽減を図った。また、相談支援事業所の指定を区が行い、区民にとって身近で専門的な相談ができる窓口の整備充実を図った。更に、重症心身障害児者在宅レスパイト事業は、延べ利用者数25人、延べ利用回数は222回と、29年度（延べ利用者数は24人、延べ利用回数は183回）より延べ利用回数が増加した**事業75**。

保健予防課で継続的に実施されている認知症家族への支援や認知症高齢者相談の利用は活発だった。なお、高齢者や認知症にかかわる他部署からも専門相談を依頼されることがあった。碑文谷保健センターでも、精神保健総合相談や随時の認知症高齢者相談が引き続き実施された**事業76**。高齢者の在宅生活を支援するため、在宅支援ヘルパーの派遣、寝具乾燥・消毒サービス、出張理美容サービス券の支給、紙おむつの支給を行った**事業77**。また、高齢者の介護支援及び生活支援を目的に介護保険制度の充実に努めた**事業79**。

新規事業として、令和元年7月開設を目指し、旧第六中学校南側用地を活用した特別養護老人ホームの整備を進めるほか、第四中学校跡地を活用した特別養護老人ホームの整備（令和2年度中開設予定）や国有地を活用した事業者による特別養護老人ホーム整備（令和3年度中開設予定）の支援に取り組んだ**事業78** *New*。

評価

★★★

評価の理由

高齢者や障害者のための介護支援事業は引き続き着実に実施されている。特別養護老人ホームへの入所待機者数は依然として減少していないが、増設に向けた取組みなど努力は評価できる。また、男女を問わない介護者の負担軽減を図るための相談や情報提供も継続されている。

しかし、家庭内の介護の分担を「主に妻が行っている」割合が年々増加していることは看過できない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29年度・30年度）

区民意識調査報告（30年度・令和元年度）

大項目3 人権が尊重される社会の形成

【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目3は、誰もが共にお互いを認め、人権が尊重される社会を形成することを通じて、すべての人が性別にとらわれず自分らしく生きられることを目指す事業群である。

人権の尊重を妨げる様々な暴力、特にドメスティックバイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに対する啓発・相談事業は着実に実施されている。

また、多様な性のあり方についての情報提供やリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発活動や相談事業なども工夫を入れつつ行われている。

それらの活動の結果、身体的暴力の被害経験者の割合が低下傾向にあるなどの成果も出てきているが、セクシュアル・ハラスメント被害経験者の割合やリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する値は目標値との隔たりが大きい。

特にリプロダクティブ・ヘルス/ライツ関連の「妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合」は区民意識調査では目標の90%以上に対し49.3%であり、その要因の一つに男性の理解不足が伺えることから、男性を意識した啓発活動の対象や内容の見直しが必要である可能性がある。

以上のことから、中項目としては★4つが2つ、★3つが2つであったが、「概ね十分」とは言い難いことより、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

～～～～～

H28年度からR2年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】3-1 人権を尊重する意識の醸成

提言

- 人権を尊重する意識の醸成とあらゆる暴力の防止に向けた啓発事業・相談事業の充実を望む事業80。

区外の自治体などでは女性に対する暴力、家庭内暴力が原因の悲劇の報は絶えない。一方、人権の尊重意識の醸成には不断の啓発が欠かせない。手綱を緩めることなく、引き続き各種事業の継続と充実を図って欲しい。

- 多様な性のあり方についての啓発を引き続き実施してほしい事業82。

性的マイノリティに対する社会の意識は刻々と変化している。その変化を捉えたプログラムを学校・職場・家庭など様々な場面において、他自治体の事例などの研究を加えながら充実させていくことを望む。

分析の着眼点

- ① 女性に対する暴力及び家庭内暴力防止に向けた啓発が行われているか
- ② 多様な性のあり方についての啓発が行われているか *New*

分析

《着眼点①》 女性に対する暴力及び家庭内暴力防止に向けた啓発が行われているか

《分析①》 女性への暴力防止講座として「DVの基礎知識～暴力から心とからだを守るために（講義）」と「女性のための防犯護身術」を開催（全2回、参加者延べ女性のみ16人）、目黒区DV防止関連機関連絡会議の開催（1回、出席者24人）があった。29年度に引き続き、男女平等・共同参画センター資料室でのDV防止啓発パネルの常設展示、中学生向け人権教育プログラム「デートDV防止講座」が第十中学校・大鳥中学校で実施され、女性101人、男性133人の合計234人が参加した。また、総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性トイレに相談カードを設置する事業や、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせた、総合庁舎西口ロビーでのDV防止パネル展も引き続き実施された[事業80]。

各種相談事業については、こころの悩みなんでも相談への相談件数2,859件のうちDV件数309件・その他の暴力110件、法律相談への相談件数65件のうちDV件数が5件であった。また、区内5か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談・支援業務などとともに高齢者虐待防止などの権利擁護業務を行ったところ、暴力（虐待）に関する通報相談件数が93件、虐待と判断し対応した件数が60件（そのうち配偶者からの虐待は19件）あった。生計が困難な者、今後の生計に不安を感じている者等に、関係機関と連携し、生活保護相談を実施したところ、相談件数1,457件中DVに関するものは14件であった。27年度から実施した、生活保護に至らない生活困窮者に対する関係機関や地域の社会資源等と連携した包括的な相談支援事業では、新規受付件数465件のうち、DV・虐待に関するものが12件あった[事業81]。

高齢者虐待防止に関しては、通報・届出窓口の周知やパンフレットの配布などの普及・啓発活動を実施した。研修会としては、民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員などを対象とした「高齢者虐待防止地区研修会」が5回開催されて、176人の参加者を集めた。高齢者虐待防止のための基礎講座として職員研修を全2回実施し、延べ154人が参加した[事業80]。

《着眼点②》 多様な性のあり方についての啓発が行われているか *New*

《分析②》職員に対する性的マイノリティについての啓発のため、LGBTに関する図書及び啓発用DVDの貸出を実施し、貸出の周知を庁内システムを通じて行った。（貸出件数 図書：1件 DVD：0件）。また、人権政策課は性的マイノリティ理解促進講座「あなたの隣のLGBT～今必要なのは理解より気づき！」を実施し、LGBT当事者である講師を迎え当事者のかたの生きづらさや、悩みなどを受け止めていけるよう、配慮すべき事項などについて講座を実施した（参加者 17人（男2人、女15人））。区職員に対し「性自認、性的指向等に基づくセクシュアル・ハラスメント」について研修を行った（151名）。加えて、情報誌「であいきらり」でLGBT特集を掲載し。また男女共同参画週間でパネル展示も実施している[事業82] *New*。

29年度に区民意識調査の設問に加えられた、性的マイノリティという言葉を知っていると回答した人の割合は、全体で89.5%であった。また、自分は性的マイノリティではないかと考えたことがあると回答した人の割合は、全体で5.2%（女性5.5%、男性4.8%）であった。

評価

★★★★

評価の理由

DV防止に向けた体制や啓発活動が着実に実施されており、性的マイノリティに関する取組については、区職員に対する講座が開催されたほか、社会教育館における講座は開催されなかったものの、情報誌をはじめ形を変えた啓発活動は継続している。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29年度・30年度）

区民意識調査報告（30年度・令和元年度）

【中項目】3-2 配偶者等からの暴力の防止

《★重点評価項目》

指標の目標値

身体的暴力の被害経験者の割合 【ゼロ】

提言

- 目標としている身体的暴力被害経験率ゼロに向け、啓発事業と早期発見に向けた相談事業の引き続きの充実を望む事業83・84・85・86。

区民意識調査における「身体的暴力の被害経験者ゼロ」目標に対し、今年度の調査では2.0%だった。30年度より低下したが、目標には至っていない。調査ではDV防止・被害者支援のために必要な対策を尋ねる設問では「家庭内や交際中でも暴力は犯罪であるという意識づくり」という回答が49.6%と昨年に引き続き、最も多い。引き続き暴力の未然防止と早期発見に向けた各種事業の継続・充実を望む。

- DV被害の未然防止・早期対応に向け、相談窓口の認知の拡大と利用に関する抵抗を低くするための情報提供の工夫を希望する事業83・84・85・86。

DV被害にあっても「誰（どこ）にも相談しなかった」割合が区民意識調査では50.5%と継続して最も高い。その理由は「相談するほどのことではないと思ったから」「我慢すればこのまま何とかやっているとあったから」「相談しても無駄だと思ったから」等の回答が多く、相談への期待値や相談したことによる効用への認識が不足していることが要因と思われる。については相談時の様子や相談後の流れなどを具体的に広報する、また、若年層に向けてはメールやSNS等の当該世代の日常のコミュニケーションに合わせた相談方法の採用などの検討を願う。

分析の着眼点

- ① DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか
 - ・デートDV防止の啓発が行われているか *New*
- ② DVの被害経験率は低下しているか
 - ・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか
- ③ DV被害者支援事業が、「相談」から「自立支援」に至るまで、充実したものとなり得ているか
- ④ DV防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

分析

《着眼点①》 DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか

・デートDV防止の啓発が行われているか *New*

《分析①》 女性のための自己表現トレーニング「グループカウンセリング」を全4回（1回3日、延べ12日間）実施し、延べ107人（29年度合計135人）が参加した。29年度に引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、目黒区総合庁舎西口ロビーでDV防止の啓発を行うDV防止パネル展を開催した事業83。

相談先については、めぐろ区報への掲載、公営掲示板等へのポスター掲示及び庁外施設でのチラシの配布等のPRを行ったほか、DVの被害につながる事例を含め、早期の相談がしやすくなるよう法律相談などのPRに努めるとともに、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を行った。区内5か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談・支援業務などとともに高齢者虐待防止などの

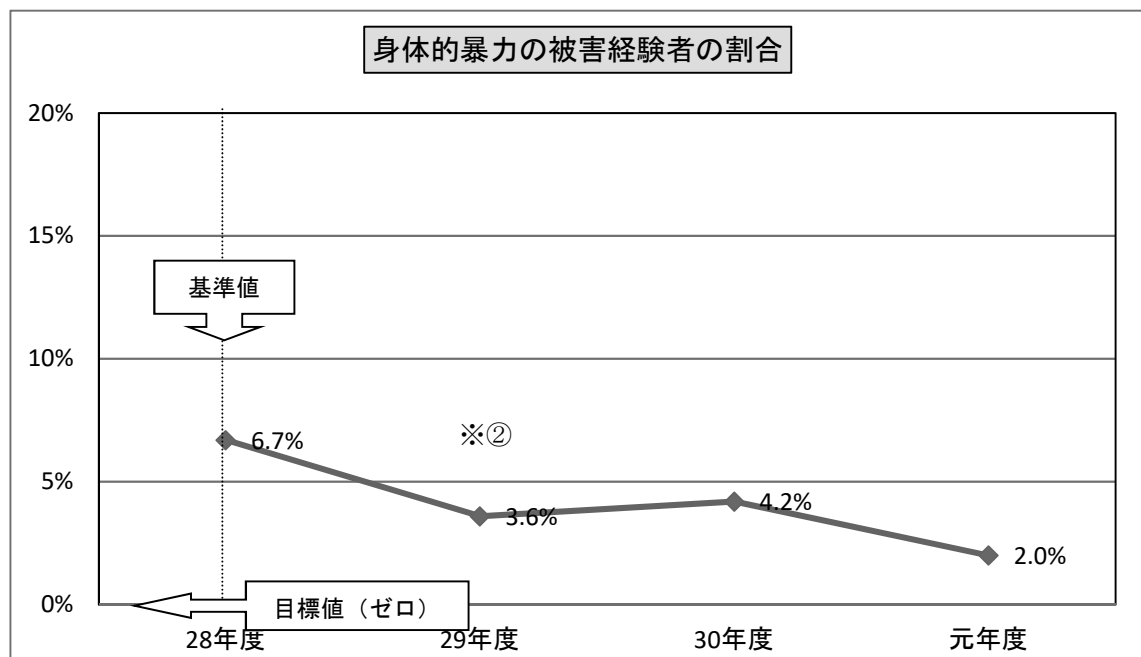
権利擁護業務を行ったところ、暴力（虐待）に関する通報相談件数が93件、虐待と判断し対応した件数が60件（そのうち配偶者からの虐待は19件）あった。29年度に引き続き、「見守りネットワーク」、「高齢者見守り訪問事業」と「見守りサポーター養成講座」の3事業を一体的に推進し効果的な事業展開を行った。「見守りサポーター養成講座」は2回開催し、参加者は124人であった。27年度からの見守りネットワークの対象拡大に伴い、ネットワークへの参加を希望する関係団体や協力事業者が大幅に増え、地域における見守りの輪が大きくなった。見守りネットワークでも、引き続き、警察署及び消防署などの関連機関との連携を強化して支援体制の充実を推進した。また、DV等の相談窓口を明示したリーフレットや携帯用カードの配置も継続して実施した。さらに、生活保護相談のなかでもDVに関する相談を受け付けており、生活保護に至らない生活困窮者に対し、関係機関や地域の社会資源等と連携し、包括的な相談支援事業を実施したところ、新規受付件数465件のうち、DV・虐待に関するものが12件あった[事業84]。

中学生向け人権教育プログラム「デートDV防止講座」が30年度も実施され、女性101人、男性133人の合計234人が参加した[事業85]。

《着眼点②》 DVの被害経験率は低下しているか

・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか

《分析②》 区民意識調査における身体的暴力の被害経験者の割合^{※①}は全体で2.0%であった。28年度までは、被害を受けた期間を限定せずに調査した結果のため、29年度以降の割合と単純に比較することは困難である。



※①身体的暴力の被害経験者の割合は、区民意識調査において身体的暴力を受けたことが「何度もあった」「一、二度あった」と回答した人を合わせた数値（平成29年度調査より）。
 ※②被害経験の対象期間は、回答時点から過去1年間としている（平成29年度調査より）。平成28年度までの調査では期間を限定していない。

また、この1年間で受けた被害経験の割合については、「精神的暴力」は全体で13.9%、「性的暴力」は全体で1.0%となっている。

《着眼点③》 DV被害者支援事業が、「相談」から「自立支援」に至るまで、充実したものとなり

得ているか

《分析③》 区では、区民の声課、人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、高齢福祉課、生活福祉課、子ども家庭課において、様々な相談事業を実施し、その中で、DV被害の相談を受け付けている。DV被害者に対し、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介、関係所管との連携が引き続き実施された**事業 86**。

目黒区DV防止関係機関連絡会議に参加し、情報交換を行い、情報管理、早期の相談など関係各課との連携を強化した。また、DV被害者のうち、生活保護に至らない生活困窮者に対し、生活の不安や困りごとの解決に向けた総合相談事業を実施するとともに、DV被害者のうち、生計が困難で生活保護の要件に該当する場合は、本人の申請に基づき適正・迅速な生活保護の適用を行った。また、保護を必要とする女性に対する更生相談が実施され、女性相談件数延べ126件（うち暴力被害に関する相談31件）、母子相談件数延べ2,344件（うち暴力被害に関する相談件数延べ64件）となっている**事業 87**。

DV被害者等の緊急一時保護施設の利用は5世帯延べ37日であった**事業 88**。

なお、区民意識調査によれば、DV被害経験者のうち、「誰（どこ）にも相談しなかった」と回答した人の割合は全体で50.5%（30年度61.2%）、女性39.1%（30年度54.8%）、男性74.2%（30年度70.7%）と多い。相談先は全体で「友人、知人」（23.2%）、「家族、親族」（24.2%）など身近な人に相談したという回答の割合が多く、区の相談窓口などの公的な相談窓口の利用は低い。相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」という回答の割合が全体で60.4%（30年度54.0%）と最も多く、次に「我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから」が37.5%（30年度20.6%）、「相談しても無駄だと思ったから」が27.1%（30年度27.0%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」が20.8%（30年度19.0%）、「相談できる人がいなかったから」という回答は全体で18.8%（30年度7.9%）となっている。

さらに、DV防止・被害者支援として必要な対策を尋ねる設問では「家庭内や交際中でも暴力は犯罪であるという意識づくり」という回答が全体で49.6%と最も多かった。次に、「相談機関の紹介や暴力をうけたときの対処の方法などの知識の提供」（35.9%）、「身近で起きている暴力に気づいたら、周囲の人が通報することが必要であるという啓発」（27.7%）、「被害者へのカウンセリングや相談など、精神的に自立するための支援」（25.8%）、「住居や就職のあっせんなど、自立して生活できるための支援」（23.0%）と続く。

《着眼点④》 DV防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

《分析④》 29年度に引き続き、東京都のDVに関する職務関係者研修に参加し、さらに、東京都の「配偶者暴力に関する区市町村事業調査」に協力し、東京都から取りまとめた結果の提供を受け、情報を共有し、東京都との連携を図った**事業 89**。

目黒区DV防止関連機関連絡会議にて、講義「インターネット、スマートフォン、携帯電話等を悪用した被害の現状と課題」を行い、情報交換を行うなど、関係機関との連携を図った**事業 90**。

評価

★★★★

評価の理由

各種啓発事業や支援事業、関連機関との連携は 29 年度と同様に引き続き行われている。特にデートDV防止講座が継続実施され、参加人数も増えている。また、指標目標値の「身体的暴力の被害経験者ゼロ」も達成には至っていないが、30 年度から低下した。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29 年度・30 年度）

区民意識調査報告（30 年度・令和元年度）

【中項目】3-3 セクシュアル・ハラスメントの防止

指標の目標値

セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合 【ゼロ】

提言

- セクシュアルハラスメント被害経験者割合ゼロに向け、引き続き啓発事業と相談事業の継続と充実を望む事業91・92・93・94。

セクシュアルハラスメントに関しては、本年5月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（「女性活躍・ハラスメント規制法」）のなかでも「行ってはならないこと」と明記され、セクハラ対策への強化が盛り込まれた。

区においても、区の職員への研修に加え、区内事業者への啓発の継続とともに、新法の趣旨・内容を含めた研修実施の働きかけを引き続き行って欲しい。

分析の着眼点

- ① セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業は充実しているか
- ② セクシュアル・ハラスメントの被害経験率は低下しているか
 - ・セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近づいているか
- ③ セクシュアル・ハラスメントの被害者に対する相談事業は充実しているか

分析

《着眼点①》 セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業は充実しているか

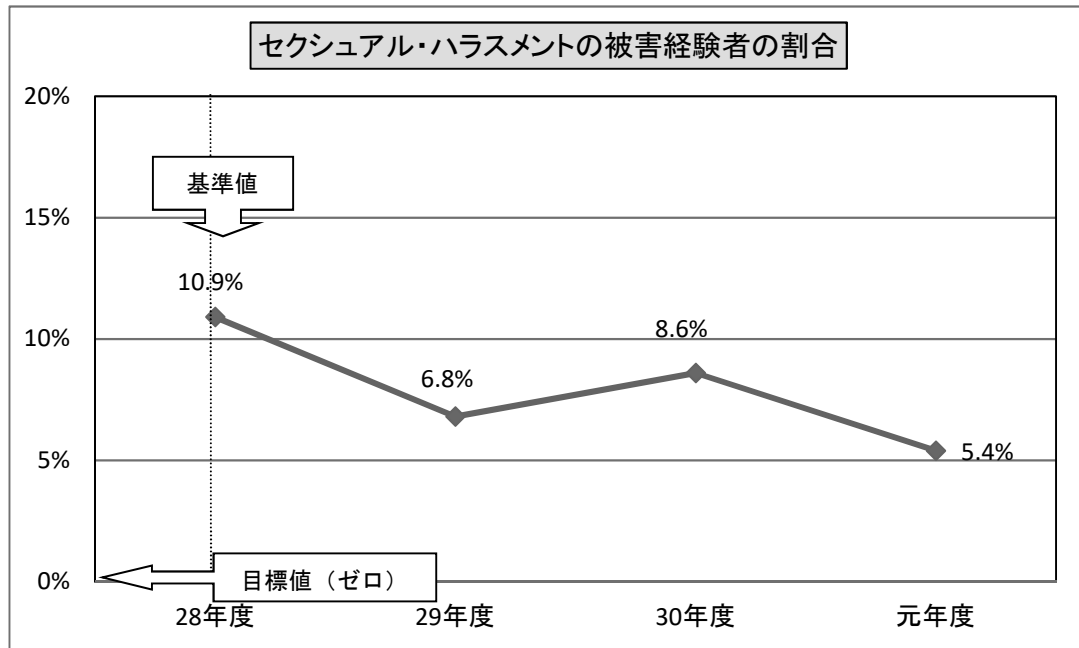
《分析①》 総合庁舎や区民センター内にパンフレット棚を設置し、セミナーや講演会等の開催チラシを配布した。30年度は、人権政策課と目黒法人会との共催で「職場のハラスメント防止講座」を実施し、参加者は延べ12人（女性6人、男性6人）であった。セクシュアル・ハラスメント防止に関するDVDの貸出は0件であった事業91。

地域・学校に対する啓発の点では、女性への暴力防止講座（全2回）「DVの基礎知識～暴力から心とからだを守るために」と「女性のための防犯護身術」を実施した（参加者 延べ16人（女性のみ）事業92）。職員に対する研修では、人権政策課と人事課の共催で、「性自認、性的指向等に基づくセクシュアル・ハラスメント」を実施し、主に管理職を対象とした説明会（2回）の中で、セクシュアル・ハラスメントについても取り上げた。また、全職員を対象とした映像視聴型の研修を29年度に引き続き実施した（平成28～30年度の3か年をかけて全職員の視聴終了）。研修参加者は延べ1,001人（説明会参加者65人（管理職及び管理職候補者）、映像視聴者936人）。また、新規研修（若葉コース）として、新規採用職員向け研修の「働きやすい職場づくり」のカリキュラムの中で、セクシュアル・ハラスメント防止ガイドブックを使用し、セクシュアル・ハラスメント（自身の言動に気を注意すること、職場の一員として気を付けること）や苦情・相談員制度について説明し、セクシュアル・ハラスメント防止の必要性を周知した（対象30年度新規採用職員、経験者採用職員、任期付採用職員、講師 人事課長、受講者108名）事業94。

《着眼点②》 セクシュアル・ハラスメントの被害経験率は低下しているか

- ・セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近づいているか

《分析②》 区民意識調査からセクシュアル・ハラスメント被害経験率については、28年度まで過去3年間の経験を調査してきたが、29年度からは年次推移を詳細に捉えるため過去1年の経験を調査した。それを踏まえて年次推移をみると、セクシュアル・ハラスメントを受けたと回答した人の割合は全体で29年度6.8%、30年度8.6%、令和元年度5.4%であった。男女別にみると30年度は、女性13.7%、男性1.8%、令和元年度では、女性8.4%、男性1.5%であった。セクシュアル・ハラスメントを受けた場所は、全体で「職場」が圧倒的に多かった（全体81.0%）。「地域社会」と答えた割合は全体で9.5%であった。



※被害経験の対象期間は、回答時点から過去1年間としている（平成29年度調査より）。平成28年度までの調査では過去3年間。

《着眼点③》 セクシュアル・ハラスメントの被害者に対する相談事業は充実しているか

《分析③》 各種相談事業としては、「こころの悩みなんでも相談」への相談件数2,859件のうちセクシュアル・ハラスメントに関する相談が13件（29年度0件）であった。セクシュアル・ハラスメントに関する各種相談事業は継続的に行われている[事業93]。

区職員のセクシュアル・ハラスメントに関する相談については、セクシュアル・ハラスメント防止研修や研修内容をまとめたDVD視聴の際に、職場内でセクシュアル・ハラスメントが起こった場合の苦情・相談担当（相談機関として、人権政策課長、人事課長などで構成される「苦情・相談員」を設置している）の仕組みと処理の流れを周知した。庁内ホームページにセクシュアル・ハラスメント防止に関するページを掲載したり、庁内システムで苦情・相談員の連絡先を掲示したりするなど、相談体制についての周知を図った[事業95]。

区民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援のために必要な対策を尋ねる設問で、「セクシュアル・ハラスメント防止に向けた事業者や事業主の意識改革」という回答の割合が全体で53.9%となり、次に「セクシュアル・ハラスメントの被害者やそのまわりの人が相談できる相談窓口の整備」（49.5%）、「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する教育」（42.1%）となった。

評価

★★★

評価の理由

啓発事業、相談事業は29年度に引き続き、実施されている。セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合も昨年度より減少傾向にあるものの、目標の被害経験者の割合ゼロからはまだひらきがあることから成果の面で十分とは言えない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29年度・30年度）

区民意識調査報告（30年度・令和元年度）

【中項目】3-4 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援

指標の目標値

妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合 【90%以上】

提言

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及・啓発事業の強化に向け、対象・内容の検討を望む事業96・97・98・99・100。

目標としている「妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合」は、ここ数年50%前後と目標の90%以上から大きな隔たりがある。区民意識調査では尊重されていないと思う理由として、最も多いのは「いつ何人子どもを産むか産まないかという判断をする際、経済的な理由による制約を受けることが多いから」ではあるが、「妊娠・出産などに関する男性への知識の普及が遅れているから」「子どもを産まないという選択をまわりから理解してもらえないから」の2つがこれに続いている。この傾向は女性と同様に男性でも高く、それぞれ51.6%、48.4%と高い。このような状況を踏まえ、男性も参加しやすい内容の講座や子どもを持つことに関して様々な角度から考える機会の提供など、講座のあり方を見直しを望む。

分析の着眼点

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか
 - ・児童・生徒・学生に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発がなされているか *New*
- ② 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか *New*
 - ・妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が90%以上になったか *New*
- ③ 性や健康に関する情報及び学習機会の提供や相談事業の充実は図られているか
- ④ 女性の生涯を通じた健康支援に向けて、多様なライフステージに対応した形で、情報提供から相談までの各種事業が行われているか

分析

《着眼点①》 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか

・児童・生徒・学生に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発がなされているか *New*

《分析①》 女性のための健康推進講座「女性のこころとからだ（更年期から高齢期）」を行った（参加者16人（女性のみ））。また資料室利用促進講座「人生を変えるメイク術」を行った（参加者33人（女性のみ））事業96。保健予防課や碑文谷保健センターでの講座において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点が入り入れられた形で様々な関連事業が継続されている。参加者は、保健予防課と碑文谷保健センター合計で、妊産婦訪問指導が延べ1,959人、ハローベビークラス、ハローベビーサロンが延べ986人となった。パパママの育児教室は29年度同様、両親での参加（ただし、妊婦のみ、パパのみの参加も可）として実施し、延べ1,362人が参加した事業97。また、「女性のための自己表現トレーニング」は、30年度は全4回（1回3日、延べ12日間）で延べ107人の参加であった事業98。

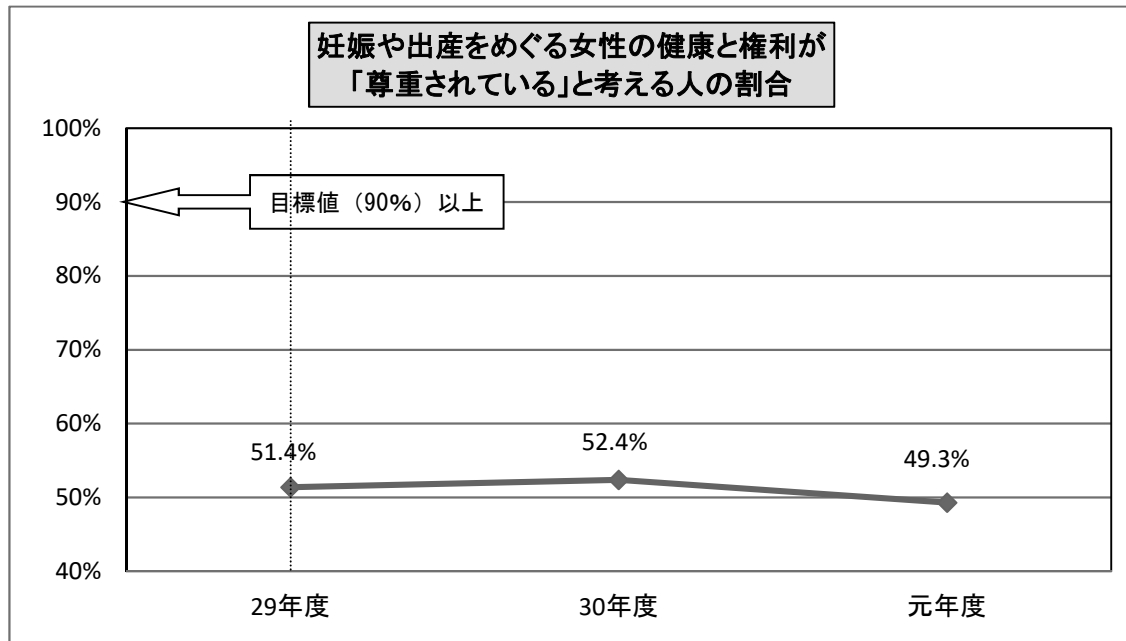
区民意識調査では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方を知っている人の割合は全体

で、12.3%（女性 13.7%、男性 10.5%）であった。小・中学校では、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な性教育が継続的になされるよう指導している。また、小・中学校それぞれの養護部会において、テーマの一つとして性教育を掲げ、情報交換を行った事業⁹⁹。

《着眼点②》 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか *New*

- ・妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が90%以上になったか *New*

《分析②》 区民意識調査では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という考え方を踏まえて、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合は49.3%であった。



※妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合は、区民意識調査において「十分に尊重されている」「ある程度尊重されている」と回答した人を合わせた数値。

「あまり尊重されていない」「尊重されていない」という回答では、女性 36.6%、男性 27.3%と男女差がみられた。また、そう思う理由として「いつ何人子どもを産むか産まないかという判断をする際、経済的な理由により制約を受けることが多いから」という回答が 66.5%、「妊娠・出産などに関する男性への知識の普及が遅れているから」が 62.2%で、次に「子どもを産まないという選択を、まわりから理解してもらえないから」47.4%と続いている。

《着眼点③》 性や健康に関する情報及び学習機会の提供や相談事業の充実は図られているか

《分析③》 女性のための健康推進講座「女性のこころとからだ」を開催し（参加者 16 人（女性のみ）、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念及び更年期から高齢期の女性のこころとからだに対する女性ホルモンの作用や影響等を解説した。H I V 抗体検査時（受検者 166 人）に性感染症予防のパンフレット等を渡し、情報提供を実施した。また、エイズ予防月間（12 月）に、区職員へのレッドリボンシールの配布、区施設での垂れ幕の設置、啓発パネル・ポスター展示、パンフレット配布等の啓発を実施した。家庭教育学級・講座の中で、以下の内容で全 5 講座を実施し、参加者は延べ 290 人であった。「子どもへの性の伝え方」（参加者 99 人）、「いのちと性のはなし-家庭でおこなう性教育-」（参加者 29 人）、「子供の性を育てるとは？～タジタジ親にならないために～」（参加者 57 人）「どう伝えたらいいの？大人になる君たちへ～大人として親として伝えておきたい尊い生と性の話～」（参

加者 50 人)、「思春期と向き合う-子供・生徒との関係のつくり方、育て方を考える-」(参加者 55 人) **事業 100**。

相談事業は、各種事業が継続的に実施されている。保健予防課と碑文谷保健センターでは、29 年度に引き続き、子どもの健康相談、精神保健相談、栄養相談、歯科相談、思春期青年期の親の会、健康づくり健診での個別相談、依存・家族問題相談も実施し、各種相談の機会に、健康や性及びからだに関する相談を受けた **事業 98**。

《着眼点④》 女性の生涯を通じた健康支援に向けて、多様なライフステージに対応した形で、情報提供から相談までの各種事業が行われているか

《分析④》 40 歳以上の目黒区国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象とした生活習慣病予防を主眼とした特定健康診査(対象者合計 70,475 人、女性 41,241 人、男性 29,234 人)、保育付きの健康づくり健診(年 12 回、受診者 423 人)、胃がん検診(40~49 歳対象、年 11 回、受診者 149 人)が実施された **事業 101**。

ハローベビークラス(72 回、延べ 986 人)、妊産婦訪問指導(延べ 1,959 人)、新生児訪問指導(延べ 1,866 人)、未熟児訪問指導(延べ 55 人)、乳児健診(延べ 2,338 人)、母子手帳の交付(1,619 人)のように、妊娠・出産期に関わる情報提供や健診は継続的に実施されている。また、平成 29 年度から妊婦面接相談(ゆりかご・めぐろ)を開始し、すべての妊婦を対象として保健師などの専門職が妊娠や子育て相談を行った(面接者 1,779 人) **事業 102**。病院等の助産施設に入院することが必要な低所得世帯の妊産婦の分娩費用を支給した(2 件) **事業 103**。

めぐろスポーツまつりで骨密度測定を行い、必要に応じて健康相談を実施し、厚生中央病院地域健康フェスティバル 2019 で、受動喫煙の害等の知識の普及・啓発を行った。また、生活習慣病予防のため、糖尿病予防教室や脂質異常改善教室なども行っている **事業 104**。

男女平等・共同参画センター資料室に女性のための医療に関する図書などを整備している(女性の医療に関する図書は 31 年 3 月 31 日現在 362 冊)。また、様々な部署で、区民からの問合せに対し、必要に応じて女性医師のいる医療機関等を紹介するなどの施策も継続的に実施されている。男女平等・共同参画センターの相談事業のうち、「からだの相談」は相談者数 57 人、相談件数 87 件であった **事業 105**。

評価

★★★

評価の理由

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報や学習機会の提供、啓発事業は引き続き行われている。また、女性の性や健康に関する情報及び学習機会の提供や相談事業の充実も継続して図られている。一方、「妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されている」と考える人の割合は横ばい傾向にある。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告(29 年度・30 年度)

区民意識調査報告(30 年度・令和元年度)

大項目 4 男女平等・共同参画の推進の強化

【大項目の総評】 ★★★★★ 概ね十分である

「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画」においては、その基本方針の一つに「男女が平等に参画する社会づくりの推進」を掲げ、区的全組織、職員一人ひとりが男女平等・共同参画推進の視点に留意し、施策を実施することとしている。従って、大項目 4 はこれらの推進の強化に関して評価した。

30 年度の「推進体制の充実」に関しては、令和元年度の区民意識調査報告によれば、区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合が 64.1% (目標値 60% 以下)、及び目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は 14.1% (目標値 20% 以上) と、目標値とは未だ開きがあり残念である。また、「区民・区事業者との協働事業の充実」に関しても、例年どおり事業は着実に実施され好評ではあるものの、参加者数等にあまり変化は見られていない。従って今後更に個々の施策や施設の認知度を高め、区民参加を促していくことが望まれる。そのためには、「親しみやすさ」、「いごこちの良さ」といった区民に寄り添った視点も重視しつつ利用者同士の交流を図りながら、男女平等・共同参画施策の推進や広報活動の強化を図っていくことが必要である。

一方、「計画の進行管理」、及び「国・東京都・他自治体との連携」に関してみるならば、事業実施・評価・改善の仕組みが毎年十分機能して全庁的な共有もなされており、積み上げられた知見が目黒区の男女平等・共同参画施策推進の強い礎となり、概ね推進の強化は図られていると言える。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

.....
 H28 年度から R2 年度の推進計画における新規事業番号と、新たな分析の着眼点には「New」と併記

【中項目】 4-1 計画の推進体制の充実

指標の目標値

区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合	【60%以下】
目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	【20%以上】

提言

- 「男女平等・共同参画施策」に関する区民への従来の広報活動を見直し、施策の周知・啓発活動をより促進させてほしい **事業 106・108・109・110・111・112・113・114**。

「男女平等・共同参画センター」を拠点とする活動が更に区民に理解されるように、より親しみやすいパンフレットの制作や、SNS等の新しいメディア活用による広報活動を積極的に行うなど、区民や事業者への施策の周知・啓発活動を更に充実・拡大させてほしい。

- **男女平等・共同参画センターを有効活用してほしい事業 109・110・112・113**。

男女平等・共同参画センターが、より多くの区民にとって身近で訪れやすい施設となるように、区民参加型の写真展やファミリーを対象としたイベント等を実施するなど、男女平等・共同参画の理念や実情を伝える場として、個々の施策や展示のあり方を工夫してほしい。なお、30 年度は

「災害時におけるサバイバル料理講習会」が実施されたが、大都市災害への対応が懸念される中、今後も災害時における「男女双方の視点からの防災」について情報発信や共有の場としてもセンターの活用を望む。

分析の着眼点

- ① 区における全庁的な男女平等・共同参画推進体制が効果的に機能しているか
- ② 区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか
 - ・区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合は60%以下になったか
- ③ 男女平等・共同参画センターは、拠点施設として、区民や事業者への周知・啓発事業を充実・拡大しているか
 - ・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は20%以上になったか
- ④ 男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ及び男女平等・共同参画推進所管は連携して成果をあげているか

分析

《着眼点①》 区における全庁的な男女平等・共同参画推進体制が効果的に機能しているか

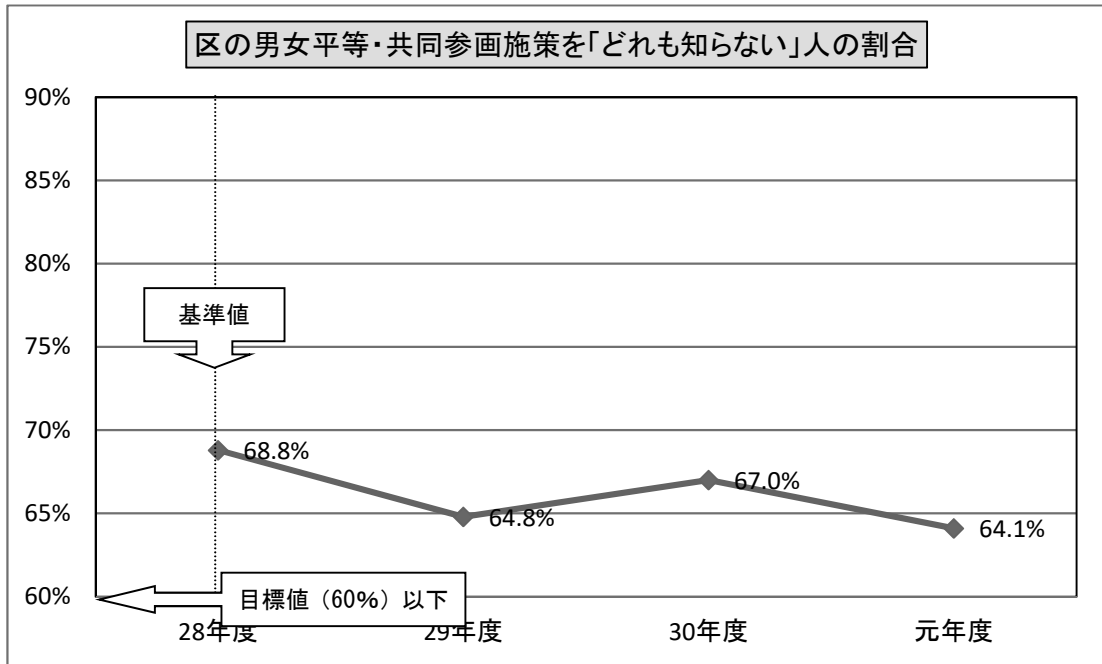
《分析①》 「人権・男女平等推進担当者会議」は、総務部長及び人権・男女平等に係る関係所管の課長（計 21 人）で構成され、人権関係事業の連絡調整及び調査研究を所掌する全庁的な推進機関であり、30 年度は 2 回開催された事業 106。そのうち 1 回の内容は、「平成 29 年度男女平等・共同参画の推進に関する年次報告書について」であり、人権政策課長が、同会議の席上で、審議会の提言一覧を配布して、審議会の答申を踏まえて各種事業を実施するように改めて関係所管あてに依頼を行った。また、31 年 2 月には、「人権に関する意識調査」の実施結果及びめぐろ区報「心の輪」連載計画について報告を行った。

《着眼点②》 区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか

・区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない」人の割合は60%以下になったか

《分析②》 令和元年度の区民意識調査によると、「区の男女平等・共同参画施策を『どれも知らない』と回答した人の割合」は全体で 64.1%であり、30 年度の 67.0%と比べて若干割合が減少したが、未だ指標の目標値の 60%以下には達していない。

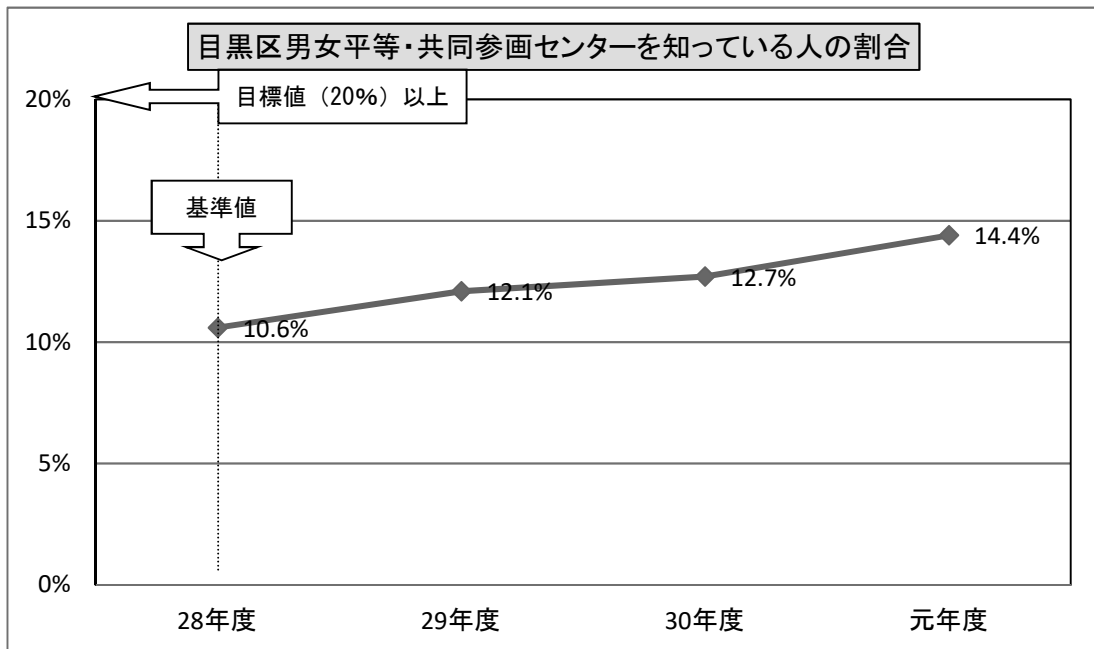
個別施策のうち認知率が最も高いのは、『男女が平等に共同参画する社会づくり条例』を制定していること」の 16.3%であり、最も認知率が低いのは「区長の付属機関として『男女平等・共同参画オンブーズ』を設置していること」の 2.7%であった。「区長の付属機関として『男女平等・共同参画審議会』を設置していること」も 4.4%とほぼ同様に認知率が低かった。



《着眼点③》 男女平等・共同参画センターは、拠点施設として、区民や事業者への周知・啓発事業を充実・拡大しているか

・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は20%以上になったか

《分析③》 令和元年度の区民意識調査によると、「『男女平等・共同参画センター』を運営し、各種講座や相談事業を実施していること」の認知率が14.4%と増加したものの、目標値である20%には未だ開きがある。



男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進のために、29年度に引き続き、ホームページやメールマガジンでの施設のPR、情報誌「であいきらり」の誌面上での男女平等・共同参画センターの拠点施設としての機能の紹介や登録団体の紹介、全ての講座で男女平等・共同参画センターの事業紹介、青少年プラザが主催するウィンターフェスティバルでの男女平等・共同参画センター運営委員会企画イベント「誰でもウェルカム！カフェ」を実施し多数（152名）を動員、また駅の広報スタンド

に講座チラシの設置を行い、30年度は、男女平等フォーラム 2018 でのパンフレット配布と参加者への男女平等・共同参画センターのPR及び啓発物品の作成と講座等開催時の配布を行った[事業 109]。

資料室は27年度から図書購入を再開し、30年度の蔵書数は、15,270冊(30年度79冊新規購入)、貸出者数は525人(29年度は526人)、貸出冊数は1,187冊(29年度は1,257冊)と減少した。一方、資料室来館者数は5,323人(29年度は4,974人)と増加した。また、所蔵の女性史に関わる貴重資料(約300点)を24年度から開架とし、閲覧・複写サービスを開始するとともに、ホームページにその一覧を掲載している[事業 110]。

相談事業については、「こころの悩みなんでも相談」の相談者は、29年度より47人増加し1,416人となり、相談件数は112件増加し2,859件(うちDV件数309件、その他暴力110件)となっている。「法律相談」は相談日数が22日であり、相談件数は65件(うちDV件数5件)であった。「からだの相談」は、相談日数が20日で、相談者は29年度より8人増加して57人、相談件数は1件少ない87件だった。「女性のための自己表現トレーニング『グループカウンセリング』」の延べ参加者は、29年度より28人減少し107人だった[事業 111]。

講座については、30年度は17講座(連続講座1講座、単発講座16講座)と29年度よりも講座数が2講座増え、延べ回数は29年度より2講座増え19回だった。参加者は29年度より41人少ない延べ683人であった。「男女平等フォーラム2018」は、講演とミニ・シンポジウムで、参加者数は31人で、29年度より36人減少した[事業 112]。

男女平等・共同参画センターの会議室等の30年度の利用率は、会議室55.3%(29年度53.1%)、研修室58.1%(29年度55.7%)、保育室26.0%(29年度23.7%)と、いずれも若干の増加がみられた。印刷機の利用回数は、199回(29年度187回)であった[事業 113]。

登録団体への支援では、青少年プラザ主催のウィンターフェスティバルにおいて実施した男女平等・共同参画センター運営委員会企画イベント「誰でもウエルカム!カフェ」の場で参加団体を募り団体相互の交流を行った(参加団体6団体)。男女平等・共同参画センター利用登録団体は、30年度は29年度同様24団体であった。男女平等フォーラム2018では、登録団体の紹介冊子を作成・配布し、団体活動の周知に努めた。また、センター講座開催後の自主グループの組織化を支援し、登録団体の育成にも引き続き努めている[事業 114]。

《着眼点④》 男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ及び男女平等・共同参画推進所管は連携して成果をあげているか

《分析④》 30年度第1回審議会にオンブーズが出席し、審議会・オンブーズ・人権政策課の三者の情報交換を行った[事業 108]。

評価

★★★

評価の理由

全庁的な男女平等・共同参画推進体制が整備され、事業は着実に実施されている。

一方、区民の男女平等・共同参画づくりについての認知及び理解をみるならば、区の男女平等・共同参画施策を「どれも知らない人」の割合は依然として60%台(目標値60%以下)にとどまっており、男女平等・共同参画センターを知っている人の割合も目標値の20%以上にはなっておらず、両者とも目標とは未だ開きがある。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告 (29 年度・30 年度)

区民意識調査報告 (30 年度・令和元年度)

【中項目】 4-2 計画の進行管理

提言

○ 今後も計画の進行管理が十分機能していく事を望む事業 116・117・118・119。

男女平等・共同参画推進計画の事業実施・評価・改善に関しては、その仕組みは定着しており、今後もこれまでの進行管理体制の充実が図られることを望む。

分析の着眼点

- ① 男女平等・共同参画推進計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか
- ② 男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか
- ③ 年次報告書が作成され、公表されたか

分析

《着眼点①》 男女平等・共同参画推進計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか

《分析①》 区民意識調査は、30年度も着実に行為れ、調査対象は住民基本台帳から抽出した18歳以上の男女2,500人に対して行為れ、回収率は30.3%であり、回答者数は29年度より53人増えて757人となった事業116。

また、事業実績調査においては、計画進捗状況調査の基礎資料とするため、全所管課宛てに実施され、「審議会の提言を受けて改善した部分の積極的な記載を求める」ことを明記するなど、仕組みの改善に対する意識を高める工夫が24年度から引き続きなされている。また、9月に答申を受領した後、10月の政策決定会議において区長から各部局長に対して、評価・提言の内容を踏まえて事業の実施につとめるよう指示を行った事業117。

なお、30年度も引き続き「男女平等・共同参画推進計画」の改定の準備年度ではなかったため、「男女平等・共同参画推進に関する職員意識調査」は実施されなかった事業120。

《着眼点②》 男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか

《分析②》 30年度は全3回の審議会、全4回の小委員会が開催された。3回の審議会と4回の小委員会で推進計画の事業評価案が作成され、審議会による審議を経て事業評価が区に答申された事業118。

《着眼点③》 年次報告書が作成され、公表されたか

《分析③》 上記の「審議会答申」「男女平等・共同参画に関する事業実績報告（29年度）」「男女平等・共同参画に関する意識調査報告（30年度）」の3つを収録した年次報告書を410部作成し、公表した。29年度と同様、審議会答申の概要を区報、全文をホームページに掲載し、周知を図り、また各所管課、関係団体、22区・26市に送付した事業119。

評価

★★★★

評価の理由

男女平等・共同参画推進計画を各部署が実施、審議会が評価、その評価を所管課が庁内で共有し

改善につなげる仕組みが整っており、その継続的な強化が図られている。また、これを公表し、他の自治体とも共有するなど計画の進行管理に関する基本的なアクションがとられている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29年度・30年度）

【中項目】 4-3 区民、事業者等との協働事業の充実

《★重点評価項目》

提言

○ 区民・区民団体・事業者等との協働の更なる充実を図ってほしい事業 121・122・123。

これまで各団体との協働事業が図られてきたが、区民の幅広いニーズに応えるため、区内の高等教育機関である大学や地域振興会、NPO団体等、新たな団体との協働も視野に入れてはどうか。また、区の女性たちの意見をより事業に反映させるため、「男女平等・共同参画センター運営委員会」の他、区内各女性団体との情報交換の強化も随時図ってほしい。

○ 協働事業における広報体制を強化してほしい事業 123。

協働事業における広報については、関連団体や事業者とのネットワークの構築をはじめ、事前告知のための「めぐろ区報」への十分なスペースの確保や、時代に即したインターネットでの情報発信等をするなど更に充実させてほしい。

分析の着眼点

- ① 区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか
- ② 事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか

分析

《着眼点①》 区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか

《分析①》 男女平等・共同参画センター運営委員会は、団体推薦 3 人、公募委員 4 人、行政からの委員 2 人から構成され、センターの運営自体が、区民と区の協働によって行われている事業 122。

男女平等・共同参画センター運営委員会の企画により、目黒区男女平等フォーラム 2018「男性学の視点から誰にとっても生きやすい社会を考える」（講演・ミニシンポジウム：参加者 31 人（2017 年の参加者は 67 人）及び「誰でもウェルカム!カフェ」（参加者 152 人）が実施された。運営委員会による企画提案や講座・講演実施の協力により、区民と区との協働が深まった。また、区民団体との協働事業として、「災害時のサバイバル料理講習会」（参加者 12 月 31 人（女性）、1 月 30 人（女性）、「男女平等・共同参画の視点を取り入れたみんなが安心できる避難所を考えるワークショップ『女性ブースを作ろう』（参加者 25 人（女性））を実施した事業 121。

《着眼点②》 事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか

《分析②》 事業 123 は新規事業であり、平成 27 年度までの推進計画における事業 121 のうち、「事業者等との協働」を独立させたものである。29 年度は、目黒法人会と共催で、パワーハラスメント防止講座（参加者 17 人）を実施したが、30 年度は「職場のハラスメント防止講座」（参加者 12 人）を実施した。また、「ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業」の実施に向け、29 年度と同様に、産業関係 5 団体（東京商工会議所目黒支部、目黒区産業連合会、目黒区商店街連合会、目黒法人会、東京都社会保険労務士会目黒支部）にパンフレット配布の協力を依頼した。また、東京都社会保険労務士会目黒支部と共催で、「目黒リバーサイドフェスティバル参加講座「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて～働き方改革を実践してみませんか？」」を実施し、ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発を行った（参加者 16 人）。

マザーズハローワーク東京との協働として講座「再就職のためのおしゃべりサロン」（参加者 3 人

(女性のみ)、及び「はじめの一步!～就職に向けて一緒に第一歩を踏み出しましょう」(参加者4人(女性のみ))を子どもと一緒に参加できるように子どもコーナー等において講師と直接悩みを相談できる座談会形式で各1回実施した事業123。

評価

★★★

評価の理由

区民・区民団体との協働事業、及び事業者等との協働事業は例年どおり実施された。一方、「災害時のサバイバル料理講習会」等が好評であったが、2018 目黒区男女平等フォーラムの講演・ミニシンポジウム「男性学の視点から誰にとっても生きやすい社会を考える」の参加者数は例年の約半数であるなど、事業によって参加者数にバラつきもみられた。

以上のことから、評価は「ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告 (29 年度・30 年度)

【中項目】 4-4 国、東京都、他自治体との連携

提言

- 今後も国・東京都・他自治体との連携や情報交換を積極的に行ってほしい事業 124・125。

特に「性の多様性に関する考え方」等の男女平等・共同参画における新しい課題や取組みに関しては、今般の社会情勢に対応しつつ、他自治体との情報交換に加え国際的な例も参照・検証するなど、従来の連携の枠を超えた幅広い情報収集と十分な検討を望む。

分析の着眼点

- ① 国や東京都と、施策の連携や情報交換などを行っているか
- ② 他の自治体との男女平等政策に関する情報交換等の連携はとれているか

分析

《着眼点①》 国や東京都と、施策の連携や情報交換などを行っているか

《分析①》 国との連携として、内閣府主催の研修・説明会・事業に参加し、情報を収集した。

また、東京都主催の研修・事業にも参加し、情報を収集した。内閣府・東京都が行う各種調査に対して協力するとともに、相互に情報提供・情報交換を実施した。29年度とほぼ同様な参加となっており、内閣府主催の啓発研修に参加したり、30年度に新たにアンケートや調査に回答した。なお、内閣府や東京都、東京弁護士会等外部の主催の研修・説明会・事業への参加数は、29年度の9件に比べると30年度は7件と減少した事業 124。

《着眼点②》 他の自治体との男女平等政策に関する情報交換等の連携はとれているか

《分析②》 29年度に引き続き、他自治体との情報交換、特別区女性政策主管課長会における各区の施策の取組状況や課題についての情報交換を行った。また、30年度は、会議等の出張の際、東京ウィメンズプラザ等を見学し、情報収集を行った事業 125。

評価

★★★★

評価の理由

外部研修等への積極的な参加等、国、東京都、他の自治体との連携が積極的に行われている。以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（29年度・30年度）

資料1 諮問文

目総権第134号
平成31年4月26日

目黒区男女平等・共同参画審議会会長 宛て

目黒区長 青木 英二

「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の進捗状況の評価について（諮問）

目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例第14条第2項の規定に基づき、令和元年9月末までに、標記の件について意見を求めます。

以 上

資料2 答申検討の経緯

年 月 日	会 議 名	審 議 内 容
平成31年 4月26日	第1回 男女平等・共同参画審議会	諮問 情報連絡会等
令和元年 7月13日	第1回 男女平等・共同参画審議会 事業評価小委員会	審議 ・「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の進捗状況（平成30年度分）の評価について
令和元年 7月26日	第2回 男女平等・共同参画審議会 事業評価小委員会	審議 ・「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の進捗状況（平成30年度分）の評価について
令和元年 8月20日	第3回 男女平等・共同参画審議会 事業評価小委員会	審議 ・「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の進捗状況（平成30年度分）の評価について
令和元年 8月29日	第4回 男女平等・共同参画審議会	審議 ・「目黒区男女平等・共同参画推進計画」の進捗状況（平成30年度分）の評価について ・令和元年度「答申(案)」について
令和元年 9月20日	第5回 男女平等・共同参画審議会	審議 ・令和元年度「答申」決定
令和元年 9月30日	目黒区男女平等・共同参画審議会から答申	

資料3 ■目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

(任期：平成30年6月1日～令和2年5月31日)

	氏名	肩書・選出団体等	備考
学識経験者	いわた たくろう 岩田 拓朗	弁護士	
	かみお まちこ 神尾 真知子	日本大学法学部教授	会長 小委員会委員
	こいで まこと 小出 誠	公益社団法人 日本アドバタイザーズ協会 常務理事 ／資生堂ジャパン株式会社 メディア統括部 エグゼクティブマネージャー	副会長 小委員会委員長
	こばやし ふさこ 小林 富佐子	社会保険労務士	
	やくし みか 薬師 実芳	認定NPO法人 ReBit 代表理事	令和元年5月21日～
	やまだ しょうぞう 山田 省三	中央大学名誉教授	
区内関係団体等	いしづか ひでこ 石塚 英子	目黒女性団体連絡会	
	おおもと いくこ 大本 郁子	目黒区男女平等条例を推進する会	小委員会委員
	かたぶち しげはる 片渕 茂治	公益社団法人 目黒法人会	
	さとう むつこ 佐藤 睦子	目黒区立小学校PTA連合会	
	ひよし かつみ 日吉 勝己	目黒区立中学校PTA連合会	平成31年4月17日～
公募区民	くぼ すずこ 久保 鈴子	区民（公募）	小委員会副委員長
	とぐち ゆみこ 戸口 由美子	区民（公募）	
	ふくだ たけひこ 福田 雄彦	区民（公募）	
	みやた おさむ 宮田 修	区民（公募）	